

令和 2 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、平成29年財政援助団体等監査、平成30年定例監査、平成30年財政援助団体等監査、平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）、令和元年定例監査、令和元年工事監査、平成30年度各会計歳入歳出決算審査及び令和元年財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年5月27日

東京都監査委員	大津ひろ子
同	高橋信博
同	茂垣之雄
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	1 1
平成29年財政援助団体等監査	1 7
平成30年定例監査	1 8
平成30年財政援助団体等監査	2 1
平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）	2 4
令和元年定例監査	2 6
令和元年工事監査	3 8
平成30年度各会計歳入歳出決算審査	5 4
令和元年財政援助団体等監査	5 6

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和2年第1回の措置状況は、表1のとおりである。

今回は、措置対象571件から前回までに措置済みとなっている442件を差し引いた129件のうち、72件（指摘：61件、意見・要望：11件）が改善された。残る57件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置40件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組112件、合計152件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・ 案内表示等の見直しや新たな展示等の実施など、都民サービスの向上
- ・ 同種の契約をまとめ経費削減を図るなど、契約・仕様等の見直し
- ・ 組織の垣根を越えた技術支援の導入や新たな財団の設立など、ルール・体制の構築

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成24	行政監査 (土地及び建物の運用・管理について)	平成24.9.18 ～ 平成25.1.31	指 摘	16	15	—	1
			意見・要望	—	—	—	—
			計	16	15	—	1
平成28	財政援助団体等監査	平成28.9.1 ～ 平成29.1.26	指 摘	83	82	—	1
			意見・要望	5	5	—	0
			計	88	87	—	1
平成29	財政援助団体等監査	平成29.9.6 ～ 平成30.1.25	指 摘	52	52	—	0
			意見・要望	9	7	1	1
			計	61	59	1	1
	行政監査 (システム投資の有効性について)	平成29.10.11 ～ 平成30.2.1	指 摘	3	3	—	0
			意見・要望	1	—	—	1
			計	4	3	—	1
平成30	定例監査	平成30.1.10 ～ 平成30.8.30	指 摘	111	105	5	1
			意見・要望	4	4	—	0
			計	115	109	5	1
	公営企業各会計 決算審査	平成30.6.1 ～ 平成30.8.30	指 摘	2	1	—	1
			意見・要望	—	—	—	—
			計	2	1	—	1
	財政援助団体等監査	平成30.9.3 ～ 平成31.1.31	指 摘	68	64	4	0
			意見・要望	4	3	—	1
			計	72	67	4	1
	行政監査 (公の施設の指定管理について)	平成30.7.17 ～ 平成31.1.31	指 摘	—	—	—	—
			意見・要望	29	20	4	5
			計	29	20	4	5
行政監査 (情報システムの効率的かつ効果的な運用について)	平成30.10.9 ～ 平成31.1.31	指 摘	11	9	—	2	
		意見・要望	—	—	—	—	
		計	11	9	—	2	
令和元	定例監査	平成31.1.8 ～ 令和元.8.29	指 摘	68	53	12	3
			意見・要望	11	3	4	4
			計	79	56	16	7
	工事監査	平成31.1.11 ～ 令和2.1.16	指 摘	27	—	26	1
			意見・要望	1	—	1	0
			計	28	—	27	1
	各会計歳入歳出 決算審査	令和元.7.12 ～ 令和元.8.29	指 摘	19	16	3	0
			意見・要望	—	—	—	—
			計	19	16	3	0
	行政監査 (都における情報システムの内部統制のあり方について)	令和元.9.5 ～ 令和2.2.6	指 摘	—	—	—	—
			意見・要望	1	—	—	1
			計	1	—	—	1
	財政援助団体等監査	令和元.9.9 ～ 令和2.1.30	指 摘	44	—	11	33
			意見・要望	2	—	1	1
			計	46	—	12	34
合 計			指 摘	504	400	61	43
			意見・要望	67	42	11	14
			計	571	442	72	57

(表2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件)

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
平成24年	指摘	238	237	1	0	99.6	1
	意見・要望	7	7	—	—	100	0
	計	245	244	1	0	99.6	1
平成28年	指摘	238	237	1	0	99.6	1
	意見・要望	19	19	—	—	100	0
	計	257	256	1	0	99.6	1
平成29年	指摘	271	271	—	—	100	0
	意見・要望	26	23	3	1	92.3	2
	計	297	294	3	1	99.3	2
平成30年	指摘	232	219	13	9	98.3	4
	意見・要望	37	27	10	4	83.8	6
	計	269	246	23	13	96.3	10
令和元年	指摘	160	71	89	52	76.9	37
	意見・要望	15	3	12	6	60	6
	計	175	74	101	58	75.4	43

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分		平成 29 年		平成 30 年		令和元年			計	
		財援	定例	財援	行政 (指定管理)	定例	工事	各会計 歳入歳出 決算審査		財援
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	—	—	—	3	3
		—	—	—	—	—	1	—	3	4
	イ 財産・物品 管理	—	4	1	—	2	—	—	—	7
		—	4	1	—	2	—	—	—	7
	ウ 会計処理	—	—	—	—	1	—	2	—	3
		—	—	—	—	1	—	2	—	3
	エ 事務処理等	1	1	2	4	6	1	1	4	20
		1	1	3	4	7	5	1	4	26
	小計	1	5	3	4	9	1	3	7	33
		1	5	4	4	10	6	3	7	40
2 再発防止の取組	ア 要綱等の 制定・改正	—	—	1	—	—	5	—	—	6
		—	—	1	—	1	5	—	—	7
	イ 契約・仕様等 の見直し	—	—	—	—	4	4	—	—	8
		—	—	—	—	5	5	—	2	12
	ウ ルール・体制 の構築	—	—	—	—	1	17	—	2	20
		—	3	2	2	5	23	2	8	45
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	2	—	—	3	5
		—	2	2	—	8	27	1	8	48
	小計	—	—	1	—	7	26	—	5	39
		—	5	5	2	19	60	3	18	112
合 計	1	5	4	4	16	27	3	12	72	
	1	10	9	6	29	66	6	25	152	

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占有・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 基準等に基づき、ホームページの改修を行ったもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定したもの 要綱、指針、基準等を現状に即した内容に改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの

1 主な措置事例

【都民の安全・安心に資するもの】

道路上にポットホールと呼ばれる穴が発生する原因を特定し、原因除去に向けた対策方針を示したもの

P. 20 港湾局 No. 5 (平成30年定例監査)

指摘の概要

港湾局が管理する海底トンネルで発生するポットホール(注)について、頻繁に発生し、補修を繰り返し行っている箇所があるにもかかわらず、発生原因の調査等が行われていなかった。

そこで、発生原因の調査や対応の検討を行うよう求めた。

(注) 道路の舗装表面が陥没してできた穴

措置の概要

局は、他機関へのヒアリング、事例収集、現場調査等を行い、ポットホール周辺の滞水等がポットホールの発生原因であると特定した。今後は、舗装構造内に滞水等が生じないように排水工法や止水工法等による対策を行う。

【都民サービスが改善されたもの】

利用者の声を反映し施設の案内表示等の見直しを行い、サービス向上を図ったもの

P. 24 公益財団法人東京都歴史文化財団 No. 11 (平成30年行政監査)

意見・要望の概要

東京都写真美術館におけるアンケート等の実施状況について見たところ、駅からのアクセスやチケット売場の場所が分かりにくいという声や、展示作品のキャプションや展示順路の案内について改良を求める意見等があった。

そこで、利用者の視点に立った、より一層のサービス向上について検討を求めた。

措置の概要

財団は、利用者の視点から検討を行った結果、最寄り駅からの歩道出口に経路案内の掲示板を新たに設けることとした。

また、チケット売場と展示情報を掲載したフロアマップを作成し、出入口に掲出するとともに、各受付で配架するようにした。

新たな展示やイベントを実施し、施設の利用促進に取り組んだもの

P. 25 教育庁・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 No. 14
(平成30年行政監査)

意見・要望の概要

東京都立埋蔵文化財調査センターの企画展示は年1回展示替えを行うこととされているが、「選りすぐりの逸品」を月替わりで紹介する「今月の逸品コーナー」を除くと、毎年3月中旬の展示替え以降、年間を通じて同じ展示となっている。

同種のお館の状況を見ると、企画展示は半年に1度程度は展示替えをしている例が多いことから、企画展示の展示替えを年度内に複数回行うなど、利用促進に向けた更なる取組の検討を求めた。

措置の概要

財団は、東京文化財ウィーク2019の特別公開事業として、特別展示「重要文化財特別公開 -日本最古級の縄文遺跡」を開催するとともに、ギャラリートークを実施した。

庁は、当該展示の事前告知として、都庁においてパネル展示等を行い、効果的なPRに努めた。

水道料金の減額制度について、適切な案内情報に更新するとともに、対象施設に対し適切に制度が適用されるよう事務処理の手順を見直したもの

P. 37 水道局 No. 30 (令和元年定例監査)

意見・要望の概要

社会福祉施設に対する水道料金の減額制度に関する案内を見たところ、①局ホームページに減額対象となる施設区分の記載がない、②問合せ等があった場合に提示する「減免措置の対象となる社会福祉施設一覧」(以下「一覧」という。)に減額対象事業の一部が掲載されていないという状況であった。

そこで、社会福祉施設の減額制度に係る広報の見直しを検討するよう求めた。

措置の概要

局は、ホームページに減額制度の「対象施設」に係る記載を追加するとともに、一覧を最新の情報に更新した。

今後、法改正があった際は、福祉保健局に照会した上で一覧を更新することとし、また、新たに社会福祉施設が追加された場合は、当該施設に対し適切に減額制度が適用されているか、各営業所に調査を行うこととした。

【経費の削減につながったもの】

同種の契約をまとめることにより、経費の削減を図ったもの

P. 30 港湾局 No. 20 (令和元年定例監査)

指摘の概要

東京港建設事務所は、新海面処分場の整備及び伊豆諸島の港湾・漁港整備のために製作されたケーソン（注）の管理委託について、2件の契約を締結している。

これらの契約を見たところ、履行場所や業務内容が重複するほか、契約期間も一致しており、同一の契約でも実施することが可能なものであった。

2件の契約における業務内容を同一の契約で行った場合、経費を35万円削減できることから（監査事務局試算）、経済性を考慮して契約を発注するよう求めた。

（注）防波堤や岸壁等の基礎や本体として設置される中空の箱状のもの

措置の概要

所は、安全性及び経済性を考慮した結果、令和2年度の本管理委託においては、2件の委託契約を1件にまとめた。

【事業の実施体制やチェック体制の充実強化を行ったもの】

新たな財団を設立し、多文化共生社会の実現に向けた体制を強化するとともに、事業の拡充を進めるもの

P. 36 生活文化局 No. 28 (令和元年定例監査)

意見・要望の概要

都民生活部は、東京都国際交流委員会が行う多文化共生等に係る事業に対し補助金を交付するとともに、これらの事業について点検・評価を行っている。

その結果、部は、委員会が「東京都多文化共生推進指針」に定める役割を果たせていないとして、より効果的な推進体制について調査・検討するとしているが、監査日現在、体制整備に向けた具体的なスケジュールが確認できなかった。

そこで、多文化共生社会づくりの推進に当たり、委員会の役割・機能の強化、事業拡充及びそれに対する効果的な補助のあり方について検討を求めた。

措置の概要

局は、多文化共生社会実現のための喫緊の課題に対応するため、令和2年10月を目途に新たな財団を設立することとした。

新財団では、委員会の事業を引き継ぐとともに、地域日本語教育推進事業や通訳派遣事業といった新たな事業を検討し、実施していく。

組織の垣根を越えた技術支援の仕組みを新たに構築し、チェック体制の強化を図ったもの

P. 41 建設局 No. 37 (令和元年工事監査)

指摘の概要

建設局は、井の頭恩賜公園内の橋りょうを架け替える工事を発注するための設計委託を行っている。

この委託報告書について見たところ、次のとおり、仕様書で定めた業務が行われていない状況であった。

- ① 施工計画において、橋台部分の施工手順や使用する建設機械とその配置が検討されていない。
- ② 仮設構造物の構造計算において、ボーリング(注)の検討が行われていない。
- ③ 仮設構造物の材料選定において、過大なサイズの鋼材が選定されており、経済的な仮設計画が行われていない。

その結果、工事発注に当たっては、設計内容の再検討が必要となることから、設計委託の検討内容について受託者を適切に指導・監督するよう求めた。

(注) 工事の現場を採掘する際、採掘の進行に伴って採掘面と矢板の背面とに水位差が生じ、採掘底面の安定が損なわれ、矢板が傾き、背面が陥没する現象

措置の概要

局は、設計内容の修正を行うとともに、他部署に在籍する専門技術に精通する職員へ助言を求めるなど、各部署の相互連携による技術支援の仕組みを新たに構築し、チェック体制の強化を図った。

指摘の概要

教育庁は、都立学校における自家用電気工作物（注）の安全を確保するため、委託により点検を行っている。

維持保全業務積算指針では、標準的な単価は、原則として、維持保全業務積算標準単価表（以下「標準単価表」という。）によることと定めている。また、標準単価表によることが困難な場合は、原則として、3社以上の事業者を選定し、見積りの最低価格を基に単価を設定することとしている。

そこで、本契約の積算について見たところ、①標準単価表に記載があるにもかかわらず標準単価を採用していない、②2社の見積りの最高価格を基に維持保全業務費を設定している状況であった。

このため、積算額約190万円が過大なものとなっていることから、積算を適正に行うよう求めた。

（注）電力会社等から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備

措置の概要

庁は、表計算ソフトで作成した積算シートに変更を加え、標準単価表に記載がある項目は標準単価を事前に入力しておき、見積単価を入力できないようにした。

また、標準単価の有無や見積りによる単価設定を確認するためのチェックリストを作成した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
平成29年財政援助団体等監査												
【意見・要望事項】												
1	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）	F A別の予算執行済額の把握による適切な予算管理について					◎				17	
平成30年定例監査												
【指摘事項】												
2	中央卸売市場	自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの		◎						○	○	18
3	建設局	設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの		◎						○		19
4	建設局	施設の経営状況の報告を確認すべきもの		◎						○		19
5	港湾局	ポットホールの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの					◎					20
6	交通局	点検結果の対応を速やかに行うべきもの		◎							○	20
平成30年財政援助団体等監査												
【指摘事項】												
7	総務局（公立大学法人首都大学東京（注））	外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの					○	◎			○	21
8	生活文化局（公益財団法人東京都私学財団）	個人情報取扱事務を適正に行うべきもの					◎			○		22
9	オリンピック・パラリンピック準備局（株式会社東京スタジアム）	都所有物品について、無償貸付物品一覧表に適正に登載し、管理を適切に行うべきもの					◎				○	22
10	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの		◎							○	23
平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）												
【意見・要望事項】												
11	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	利用者の視点に立ったサービスの検証について					◎			○		24
12	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	利用促進に向けた取組について					◎					24
13	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	利用促進に向けた取組について					◎					25
14	教育庁（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	利用促進に向けた取組について					◎			○		25

（注）現東京都公立大学法人。以下同じ。

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和元年定例監査											
【指摘事項】											
15	生活文化局	育英資金に係る滞納整理事務を効果的かつ効率的に行うべきもの				◎			○		26
16	生活文化局	旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行うべきもの						◎	○		26
17	病院経営本部	物流管理等業務委託における棚卸の差異の把握等を行うべきもの						◎			27
18	産業労働局	清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの						◎	○		28
19	港湾局	東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の点検診断を適正に行うべきもの				◎			○		29
20	港湾局	経済性を考慮して契約を発注すべきもの				◎		○			30
21	港湾局	契約違約金等の債権管理を適正に行うべきもの				○				◎	31
22	水道局	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの		◎					○		32
23	教育庁	受水槽清掃委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行うべきもの							◎	○	32
24	教育庁	災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行うべきもの				◎				○	33
25	教育庁	給食会計事務を適切に行うべきもの			◎					○	33
26	教育庁	直接負担経費の事務処理手順を定めるべきもの								◎	34
【意見・要望事項】											
27	財務局	施策連動型の財産利活用について		◎					○		35
28	生活文化局	東京都国際交流委員会に対する補助事業について				◎	○				36
29	福祉保健局	災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用資器材等である手袋について						◎			36
30	水道局	社会福祉施設の減額制度に係る広報について				◎			○		37
令和元年工事監査											
【指摘事項】											
31	都市整備局	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	38
32	福祉保健局	無収縮モルタルの積算を適正に行うべきもの							◎	○	38
33	福祉保健局	掘削作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	39
34	福祉保健局	最低制限価格の算定を適正に行うべきもの							◎	○	39
35	中央卸売市場	解体工事の積算を適正に行うべきもの							◎	○	40
36	中央卸売市場	汚水槽から排出される汚泥の処理を適正に行うべきもの						◎		○	40
37	建設局	設計委託の検討内容について受注者を適切に指導・監督すべきもの				○	◎		○	○	41
38	建設局	交通整理員の積算を適正に行うべきもの							◎	○	41
39	建設局	あと施工アンカーの積算を適正に行うべきもの							◎	○	42
40	建設局	アンカーボルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの				◎			○	○	42
41	港湾局	コンクリート断面修復材の品質及び規格について設計図書に記載すべきもの							◎	○	43
42	港湾局	防波堤の設計を適正に行うべきもの							◎	○	44
43	交通局	鉄道事業者との協議状況を特記仕様書に記載すべきもの							◎	○	45
44	交通局	諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	45

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
45	交通局	ポリマーセメントモルタルの品質管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎		○	46	
46	水道局	ステンレス製受枠の積算を適正に行うべきもの	○					◎		○	46	
47	水道局	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの				○	◎			○	47	
48	水道局	地元住民との調整を適切に行うべきもの						◎		○	47	
49	下水道局	任意仮設に必要な条件の明示を適切に行うべきもの						◎		○	48	
50	下水道局	調査費等に係る現場管理費及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの					◎			○	49	
51	下水道局	人孔上部改良工（機械施工）の品質管理を適正に行うべきもの				○		◎		○	49	
52	下水道局	あと施工せん断補強鉄筋工の施工・品質管理を適切に行うべきもの					◎			○	50	
53	下水道局	埋設管管理者との調整を適切な時期に行うべきもの						◎		○	51	
54	教育庁	自家用電気工作物保安管理業務委託の積算を適正に行うべきもの						◎		○	51	
55	教育庁	開口部における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎		○	52	
56	警視庁	A L C版撤去の積算を適正に行うべきもの						◎		○	52	
【意見・要望事項】												
57	水道局	水道施設点検要領（案）の改定について				○	◎		○	○	53	
平成30年度各会計歳入歳出決算審査												
【指摘事項】												
58	福祉保健局	債権が計上漏れとなっているもの				◎				○	54	
59	福祉保健局	物品管理を適切に行うための方策を講じるべきもの					◎			○	54	
60	教育庁	物品が登載漏れとなっているもの				◎				○	55	
令和元年財政援助団体等監査												
【指摘事項】												
61	生活文化局（東京都国際交流委員会）	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの							◎		56	
62	生活文化局（学校法人日野しらゆり学園）	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	◎							○	56	
63	福祉保健局（特定非営利活動法人色えんびつ）	補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果を適切に把握し是正改善を図ることができる仕組みを構築すべきもの	◎							○	57	
64	福祉保健局（社会福祉法人等101団体）	補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保すべきもの							◎	○	58	
65	産業労働局（全国地方新聞社連合会）	事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの								◎	59	
66	産業労働局（全国地方新聞社連合会）	負担金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの								◎	60	
67	港湾局（東京港埠頭株式会社）	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの	◎							○	61	
68	交通局（東京交通サービス株式会社）	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの					◎			○	62	
69	交通局（東京交通サービス株式会社）	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの					◎			○	64	
70	交通局（東京交通サービス株式会社）	委託契約の適正な履行を確保すべきもの					◎			○	65	
71	交通局（東京交通サービス株式会社）	局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの								○	◎	65
【意見・要望事項】												
72	総務局（公益財団法人東京都島しょ振興公社）	リース契約車について					◎			○	66	

(表5) 措置通知一覧(指摘区分別)

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				アイ	ウ	エ		アイ	ウ	エ		
【会計処理(歳入・収入)】												
67	港湾局(東京港埠頭株式会社)	1財援	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの	◎							◎	61
【債権管理】												
15	生活文化局	1定例	育英資金に係る滞納整理事務を効果的かつ効率的に行うべきもの			◎					◎	26
21	港湾局	1定例	契約違約金等の債権管理を適正に行うべきもの			◎					◎	31
【契約(仕様・積算)】												
16	生活文化局	1定例	旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行うべきもの						◎		◎	26
24	教育庁	1定例	災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行うべきもの			◎					◎	33
【契約(履行確認)】												
23	教育庁	1定例	受水槽清掃委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行うべきもの							◎	◎	32
61	生活文化局(東京都国際交流委員会)	1財援	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの							◎		56
70	交通局(東京交通サービス株式会社)	1財援	委託契約の適正な履行を確保すべきもの			◎			◎	◎	◎	65
【契約(その他)】												
18	産業労働局	1定例	清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの						◎		◎	28
20	港湾局	1定例	経済性を考慮して契約を発注すべきもの			◎			◎			30
68	交通局(東京交通サービス株式会社)	1財援	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの			◎				◎	◎	62
69	交通局(東京交通サービス株式会社)	1財援	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの			◎			◎	◎		64
72	総務局(公益財団法人東京都島しょ振興公社)	1財援	リース契約車について			◎				◎		66
【会計処理(歳出・支出)】												
66	産業労働局(全国地方新聞社連合会)	1財援	負担金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの								◎	60
【補助金等】												
28	生活文化局	1定例	東京都国際交流委員会に対する補助事業について			◎	◎					36
62	生活文化局(学校法人日野しらゆり学園)	1財援	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	◎							◎	56
63	福祉保健局(特定非営利活動法人色えんびつ)	1財援	補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果適切に把握し是正改善を図ることができる仕組みを構築すべきもの	◎							◎	57
64	福祉保健局(社会福祉法人等101団体)	1財援	補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保すべきもの							◎	◎	58
【財産管理】												
2	中央卸売市場	30定例	自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの		◎						◎	18
3	建設局	30定例	設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの		◎						◎	19
4	建設局	30定例	施設の経営状況の報告を確認すべきもの		◎						◎	19
5	港湾局	30定例	ポットホールの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの			◎						20
6	交通局	30定例	点検結果の対応を速やかに行うべきもの		◎						◎	20
10	病院経営本部(公益財団法人東京都保健医療公社)	30財援	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの		◎						◎	23

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ		
19	港湾局	1定例	東京夢の島マリーナにおける浮桟橋の点検診断を適正に行うべきもの				◎					○	29
22	水道局	1定例	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	◎								○	32
27	財務局	1定例	施策連動型の財産利活用について	◎								○	35
58	福祉保健局	30決算	債権が計上漏れとなっているもの			◎						○	54
71	交通局（東京交通サービス株式会社）	1財援	局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの									○◎	65
【物品管理】													
9	オリンピック・パラリンピック準備局（株式会社東京スタジアム）	30財援	都所有物品について、無償貸付物品一覧表に適正に記載し、管理を適切に行うべきもの				◎					○	22
17	病院経営本部	1定例	物流管理等業務委託における棚卸の差異の把握等を行うべきもの							◎			27
29	福祉保健局	1定例	災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用資器材等である手袋について							◎			36
59	福祉保健局	30決算	物品管理を適切に行うための方策を講じるべきもの				◎					○	54
60	教育庁	30決算	物品が登載漏れとなっているもの			◎						○	55
【情報管理】													
7	総務局（公立大学法人首都大学東京）	30財援	外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの				○◎					○	21
8	生活文化局（公益財団法人東京都私学財団）	30財援	個人情報取扱事務を適正に行うべきもの				◎					○	22
【設計】													
37	建設局	1工事	設計委託の検討内容について受託者を適切に指導・監督すべきもの				○◎					○◎	41
41	港湾局	1工事	コンクリート断面修復材の品質及び規格について設計図書に記載すべきもの									◎◎	43
42	港湾局	1工事	防波堤の設計を適正に行うべきもの									◎◎	44
43	交通局	1工事	鉄道事業者との協議状況を特記仕様書に記載すべきもの									◎◎	45
49	下水道局	1工事	任意仮設に必要な条件の明示を適切に行うべきもの									◎◎	48
【積算（単価設定）】													
35	中央卸売市場	1工事	解体工事の積算を適正に行うべきもの									◎◎	40
38	建設局	1工事	交通整理員の積算を適正に行うべきもの									◎◎	41
54	教育庁	1工事	自家用電気工作物保安管理業務委託の積算を適正に行うべきもの									◎◎	51
56	警視庁	1工事	A L C版撤去の積算を適正に行うべきもの									◎◎	52
【積算（数量積算）】													
32	福祉保健局	1工事	無収縮モルタルの積算を適正に行うべきもの									◎◎	38
39	建設局	1工事	あと施工アンカーの積算を適正に行うべきもの									◎◎	42
46	水道局	1工事	ステンレス製受枠の積算を適正に行うべきもの	○								◎◎	46
【積算（諸経費等）】													
44	交通局	1工事	諸経費の積算を適正に行うべきもの									◎◎	45
50	下水道局	1工事	調査費等に係る現場管理費及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの							◎		◎◎	49

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ	
【施工】												
31	都市整備局	1工事	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	38
33	福祉保健局	1工事	掘削作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	39
40	建設局	1工事	アンカーボルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの			◎				○	○	42
45	交通局	1工事	ポリマーセメントモルタルの品質管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎		○	46
47	水道局	1工事	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの			○	◎				○	47
51	下水道局	1工事	人孔上部改良工（機械施工）の品質管理を適正に行うべきもの			○		◎	○	○		49
52	下水道局	1工事	あと施工せん断補強鉄筋工の施工・品質管理を適切に行うべきもの					◎		○	○	50
55	教育庁	1工事	開口部における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	52
【その他】												
1	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）	29財援	F A別の予算執行済額の把握による適切な予算管理について					◎				17
11	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	30行政	利用者の視点に立ったサービスの検証について					◎		○		24
12	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	30行政	利用促進に向けた取組について					◎				24
13	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	30行政	利用促進に向けた取組について					◎				25
14	教育庁（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	30行政	利用促進に向けた取組について					◎		○		25
25	教育庁	1定例	給食会計事務を適切に行うべきもの					◎			○	33
26	教育庁	1定例	直接負担経費の事務処理手順を定めるべきもの								◎	34
30	水道局	1定例	社会福祉施設の減額制度に係る広報について					◎		○		37
34	福祉保健局	1工事	最低制限価格の算定を適正に行うべきもの							◎	○	39
36	中央卸売市場	1工事	汚水槽から排出される汚泥の処理を適正に行うべきもの							◎	○	40
48	水道局	1工事	地元住民との調整を適切に行うべきもの							◎	○	47
53	下水道局	1工事	埋設管管理者との調整を適切な時期に行うべきもの							◎	○	51
57	水道局	1工事	水道施設点検要領（案）の改定について					○	◎	○	○	53
65	産業労働局（全国地方新聞社連合会）	1財援	事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの								◎	59

〔平成29年財政援助団体等監査〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
1	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)	F A別の予算執行済額の把握による適切な予算管理について	<p>組織委員会は、東京2020大会の準備・運営を行うための団体であることから、公益法人としての年度ごとの予算・決算に加えて、監査日（平成29年10月30日）現在、生涯予算としてV1（バージョン1）予算を策定し、合計5,000億円の資金収支を計画している。</p> <p>ところで、組織委員会は、大会準備の進行管理のため、組織運営の内容を業務別に52のF A（Functional Area）に区分し、F A別の行程表に沿って準備の進行状況を管理する仕組みを採用している。</p> <p>一方で、監査日（平成29年10月30日）現在、組織委員会は、平成28年度までのF A別の予算執行済額を示すことができなかった。</p> <p>このことについて、組織委員会は、平成28年度までは、予算執行が本格化していない大会開催前の早期の段階であり、F A別ではなく、事業部別・費目別で予算管理することが適切であったためとしている。</p> <p>平成29年度以降については、平成29年4月から財務会計システムが稼働したためF A別の予算執行状況を把握・管理できており、平成28年度以前についても、全ての取引をF A別に区分している途中であり、次のバージョンの生涯予算「V2予算」策定までには、F A別に平成28年度までの予算執行済額を確定するとしている。</p> <p>しかしながら、大半のF Aについては平成29年度以降に本格的に予算執行が行われるものの、広報、会場整備など、平成28年度までに予算執行がある程度進捗しているF Aもある。</p> <p>組織委員会は、円滑な大会運営準備に資するため、速やかにF A別の予算執行済額を把握した上で、予算編成、予算執行、今後の執行見込みを捉えた的確な後年度推計など、一連の予算管理を適切に行うことが望まれる。</p>	<p>平成29年12月にF A別の予算執行済額を確定させた。その後、財務会計システムの運用を開始し、予算執行済額のシステムへの反映を行った。これにより、F A別の予算編成、予算執行の状況を把握・管理できており、その後の予算編成に活用するとともに、厳正なコスト管理と執行統制の強化に努めている。【1-エ】</p> <p>令和元年12月に生涯予算である「大会経費V4（バージョン4）」を策定・公表した。これに対応するF A別の生涯予算について、財務会計システムに反映させた上で、予算執行済額や、後年度推計支出などの一連の予算管理を行っている。</p> <p>引き続き、過去の執行済額も含め、F A別の予算執行状況を踏まえた適切な予算編成及び予算執行管理を実施していく。【1-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ

〔平成30年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	中央卸売市場	自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの	<p>築地市場、食肉市場及び大田市場における建築物等の保全業務に係る契約において、次のとおり、自動火災報知設備等の点検不良等について速やかに対応していない状況が見受けられた。</p> <p>ア 築地市場は、委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。</p> <p>この契約に基づく点検結果を確認したところ、監査日（平成30年1月15日）現在、次のとおり適切でない点が認められた。</p> <p>① 感知器による警戒が行われなくなった場所が17か所あった。これらの箇所について、場は、造作を行った施設使用者に対して感知器を設置するよう指導するか、又は新たに感知器を設置すべきであるが、それを行っていない。</p> <p>② 感知器の点検を行っていない場所が184か所あった。</p> <p>③ 防火設備について、修繕等の対応をとっていない場所が21か所あった。</p> <p>これらの不良箇所は、前回の機器点検・総合点検においても同様の点検結果であり、場は、点検結果を認識しているにもかかわらず、何ら対応を行っていない。</p> <p>イ 食肉市場は、委託契約により、自動火災報知設備及び消防設備等の点検を実施している。</p> <p>両契約にて実施された機器点検の結果報告書等において「不良」と判定された設備について確認したところ、修繕等が行われていないものが認められた。</p> <p>これらの設備のうち特に19か所は、平成27年6月又は8月に実施した機器点検においても「不良」と判定されているにもかかわらず、監査日現在、改善されていない状態が継続しており、適切でない。</p> <p>ウ 大田市場は、委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。</p> <p>この契約に基づく点検結果を確認したところ、場内の各店舗において、店舗使用者により防火戸の可動範囲内に荷物や棚等が置かれることで、防火戸の閉鎖障害が指摘されていた。監査日現在、多くの閉鎖障害があり、場に確認したところ、防火戸の範囲内に再び荷物、棚その他障害物が置かれるため、閉鎖障害が再（次頁へ続く）</p>	<p>築地市場は、改善指示のあった箇所について、</p> <p>① 17か所の感知器の未警戒については、平成30年7月20日までに全ての感知器を設置した。</p> <p>② 184か所の感知器の点検については、平成30年1月19日までに全ての点検を完了した。</p> <p>③ 21か所の防火設備の不具合については、平成30年3月30日までに19か所の修繕を完了した。</p> <p>なお、残りの防火シャッター2か所については、建物構造物の防火区画変更により、防火機能が不要となったため、平成30年度は消防点検より除外している。【1-I】</p> <p>食肉市場は、改善指示のあった17か所の防火設備の不具合について令和2年3月30日までに修繕等を完了した。【1-I】</p> <p>築地市場は、点検結果の個票だけでは全体の状況把握が困難であったことから、平成30年度の点検委託から、個々の機器不具合情報をまとめて記載した「保守点検結果報告書（機器不具合一覧表）」を成果品として委託業者から新たに提出（平成29年度後期点検委託にて試行済み）させることとした。</p> <p>設備課では、当該一覧表を用いて担当内での不具合の情報共有を確実に図り、定期的な担当者会議の中で対応策や実施状況を随時確認することにより、早期改善に取り組むことを決定し、平成30年4月3日に課内電気・通信担当者会議にて職員へ周知を図った。【2-U、2-E】</p> <p>食肉市場は、点検結果について活用が不十分だったことから、平成30年4月23日の報告会において設備課だけでなく、新たに管理課とも情報共有を図り、チェック機能を強化している。また、点検結果で障害物による閉鎖障害等を指摘された箇所については、平成30年8月30日に管理課、設備課担当者間で打合せを行い、点検時の通知文に注意書きを記載して周知を徹底し、さらに指摘を受けた箇所については個別に文書指導を行い、改善が確認されるまで巡回等を実施して指導を徹底する旨確認した。【2-U、2-E】</p> <p>大田市場は、平成30年3月13日に場内会議において点検結果及び改善措置を図るよう市場内業者に周知した。また、対応方法の改善を図るため職員が巡回指導する方針に改めるとともに、改善（次頁へ続く）</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
2	中央卸売市場	自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの	<p>(前頁から) 発してしまうとしている。 しかしながら、前回の消防点検でも同様に指摘を受けているところであり、改善に向けた対応方針を定めずに、従来どおりの口頭指導にとどめているのは、適切でない。</p> <p>各場は、自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行われたい。 事業部は、安全安心の観点から各場の保全業務が適切になされるよう助言指導されたい。</p>	<p>(前頁から) 状況の確認のため平成30年5月24日、6月1日及び24日に職員による巡回を実施し、その場で市場内業者に指導を行った。今後、年2回の消防設備点検の結果を市場関係者に文書により周知していく。あわせて職員による巡回指導を継続して実施していく旨、平成31年1月24日開催の場内関係者が参加する警務部会において文書により通知を行った。【2-U、2-E】</p> <p>事業部は、平成30年3月20日に実施した施設課全体会において監査指摘事項について課内周知を行い、助言指導の徹底について共有を図った。さらに各場の担当者に対して、平成30年3月22日に実施した工事担当課長代理・維持管理担当者合同会議において、監査指摘事項を共有するとともに、部が助言指導の徹底を引き続き行っていくことを周知した。【2-E】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	○
3	建設局	設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの	<p>東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号。以下「条例」という。）第6条では、事業者が、公園内に施設を設けようとするときの申請書の記載事項を定めている。しかしながら、西部公園緑地事務所が設置許可を行った5件について、条例で規定する「経理計画」の提出がないまま設置許可の決定を行っていることが認められた。</p> <p>また、設置許可の審査に当たっては、設置の目的である公園利用者の利便を図る施設であることを確認するために、販売品目や営業日等を確認する必要がある。しかしながら、所が設置許可を行った4件について、これらが分かる書類の提出を受けないまま設置許可をしており、何をもって設置の目的に沿った施設であるかを判断したのが、不明確な状況となっている。</p> <p>所は、設置許可に当たり必要な書類により審査を行われたい。</p>	<p>西部公園緑地事務所は、許可受者に対する個別指導や訪問を継続した結果、令和2年2月5日までに、未提出であった全ての経理計画及び販売品目等を確認した。【1-I】</p> <p>所は、申請者に対し経理計画等の書類の提出が必要であることを事前に書面及び口頭により周知することで、必要書類の欠落防止を徹底することとした。</p> <p>また、更新が予定されている2件について、令和2年2月に書面による周知を行った。【2-U】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	
4	建設局	施設の経営状況の報告を確認すべきもの	<p>東京都公園緑地事務所長等委任規則の施行について（昭和47年6月29日付47建公管第160号）では、施設の運営状況を確認し、公園の適切な管理に資するため、設置許可の条件の一つとして、設置者に対し、前年度の公園施設の経営状況について、4月中に所へ報告しなければならいとされている。</p> <p>しかしながら、西部公園緑地事務所は、設置許可を行った全ての施設について、経営状況の報告を受けておらず適切でない。</p> <p>所は、施設の経営状況の報告を確認されたい。</p>	<p>西部公園緑地事務所は、許可受者に対する個別指導や訪問を継続した結果、令和2年2月12日までに、経営状況の報告を受けていなかった全件について、報告を受け、確認を終了した。【1-I】</p> <p>所は、公園施設の設置許可受者が経営状況の報告を毎年度、所に対して行う必要があることについて、許可受者に書面及び口頭により周知徹底を図ることで、施設の経営状況を確実に確認することとした。</p> <p>また、全許可受者に対し、令和2年2月に書面による周知を行った。【2-U】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
5	港湾局	ポットホール の発生原因を調査・ 把握した上で、道路の 維持管理を行うべきもの	<p>港湾整備部は、東京港の重要な臨港交通施設である沈埋（ちんまい）トンネル（注1）（臨海トンネル及び第二航路海底トンネル）を整備している。</p> <p>当該トンネルを管理するため、東京港管理事務所は、道路の維持補修について、委託契約等を締結している。</p> <p>当該トンネルの道路ではポットホール（注2）が頻繁にできていることから、所は、平成29年4月1日から同年11月27日までに、臨海トンネルでは82回、第二航路海底トンネルでは94回補修を実施しており、特に臨海トンネルでは、同一箇所を頻繁に補修している。</p> <p>このことから、ポットホールの発生原因が、沈埋トンネル工法特有のものであるか否か等、構造面の調査検討が必要であるにもかかわらず、部及び所は、それを行っていない。</p> <p>部及び所は、ポットホールの発生原因を調査し、効果的な道路の維持管理を行われたい。</p> <p>（注1）コンクリート等で造った複数の函体を海底に沈め接合して造られているトンネル</p> <p>（注2）道路の舗装表面が陥没してきた穴</p>	<p>ポットホールの原因を究明するため、部は、他機関へのヒアリング・補修事例の収集のため調査委託を、所は、部が行った調査委託を基に、臨海トンネル及び第二航路海底トンネルにおける補修頻度の高い箇所の現場調査及び解析業務委託を行った。</p> <p>これらの結果、ポットホール周辺に滞水等の状況が確認され、これがポットホールの発生原因となっていることが判明した。</p> <p>このことから、部及び所は、検討会を実施し、今後は、舗装構造内に滞水等を発生させないための排水工法や止水工法等による対策を行うこととした。</p> <p>【1-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				
6	交通局	点検結果の 対応を速やかに行うべきもの	<p>自動車部は、深川自動車営業所等の設備保全に関して、委託契約を締結し、各所が点検結果を受けて必要な対応を行うこととしている。</p> <p>深川自動車営業所において、点検結果の対応状況について見たところ、平成30年2月に報告された交換・修理を要する不具合については、3年前から同様の報告がされているにもかかわらず、監査日（平成30年4月16日）現在、対応を行っていない事例があるなど、点検結果の対応を速やかに行っておらず、適切でない。</p> <p>所は、点検結果の対応を速やかに行われたい。</p> <p>部は、所に対して、点検結果の対応を速やかに行うよう指導されたい。</p>	<p>部は、平成30年7月11日の事業所長会において、今回の指摘内容について説明し、点検結果の確認と対応策を適宜講ずることを指示するとともに、同年8月8日の事業所長会において、事務連絡を発出し、点検結果への対応を確実にを行うよう、また再発防止に努めるよう指導した。【2-エ】</p> <p>所は、「東雲庁舎外昇降機・機械式駐車場設備点検保守委託」において指摘のあった不良機器については、平成31年2月22日に修繕を完了した。</p> <p>「東雲庁舎設備運転管理委託」において指摘のあったドレントラップのプラグ不良及び給気ファン表示灯の器具不良については、平成31年3月29日に修繕を完了した。</p> <p>「消防設備保守点検委託」において指摘のあった消防ホース耐圧試験については、平成31年3月22日に実施した。</p> <p>「自動車営業所等電気設備保安業務委託」において指摘のあった非常用発電機等の不良設備については、令和元年12月22日深夜に、同年5月の調査で不具合が認められた継電器の交換工事を行った。交換後の試験において、庁舎を停電させた後に自動で非常用発電機に切り替わったことから、改善が図られたことを最終確認した。【1-イ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎						○

〔平成30年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
7	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	外部記憶媒 体の管理を 適正に行う べきもの	<p>法人は、外部記憶媒体を使用する際の取扱いについて、公立大学法人首都大学東京情報セキュリティ基本方針等を定めている。</p> <p>首都大学東京外部記憶媒体取扱要綱では、事務組織各課において外部記憶媒体の貸出時に外部記憶媒体貸出簿へ個人情報の有無を記載し、返却時には媒体内のデータを削除し、情報セキュリティ管理者が確認することになっている。</p> <p>また、首都大学東京情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）において、教育研究単位（研究室、研究グループ等）の責任者等で、その情報資産の利用者を指導・監督する立場にある教員は、情報資産の管理者となっており、全ての教員は、首都大学東京情報セキュリティ実施手順において、私物の外部記憶媒体が利用可能となっている。</p> <p>ところで、外部記憶媒体の管理状況を見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。</p> <p>(ア) 学術情報基盤センターにおいて、外部記憶媒体貸出簿を見たところ、個人情報の入ったUSBメモリの返却時に、データ削除確認欄の記載が一部ない。</p> <p>(イ) 対策基準における情報資産の管理者である教員は、方針等に抵触しない限り、情報資産の具体的な管理方法が任されているため、要綱等に外部記憶媒体貸出簿を記載するなどの取決めがない。</p> <p>しかしながら、法人では、平成21年に教員による個人情報が入ったUSBメモリの紛失も起きていることから、教員が使用する外部記憶媒体の管理体制を整備するなど嚴重な取扱いが必要である。</p> <p>法人は、外部記憶媒体の管理を適正に行われたい。</p>	<p>指摘があった外部記憶媒体について個人情報削除されていることを確認し、データ削除確認欄の記載の漏れを是正した。【1-エ】</p> <p>また、教員が使用する外部記憶媒体の管理体制に係る取扱方針について、令和元年9月開催の第2回首都大学東京学術情報基盤センター委員会情報システム部会において下記のとおり決定した。</p> <p>教員が個人情報を含む電子データを外部記憶媒体に保存して学外へ持ち出す場合、「外部記憶媒体持出申請書」を情報セキュリティ責任者に提出し、承認後に持ち出しを行う。【1-エ】</p> <p>平成31年1月31日付通知文書により、外部記憶媒体貸出簿のデータ削除確認欄にデータを削除したことを示す○印を記載することなど、外部記憶媒体の適正な管理について、事務組織の所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>首都大学東京情報セキュリティ実施手順の改正（令和元年12月1日施行）を行い、教員が個人情報を含む電子データを保存した外部記憶媒体を学外へ持ち出す場合に、情報セキュリティ責任者に申請を行い、事前承認を得ることを義務付けた。【2-ア】</p> <p>同内容について、令和元年11月5日に教員への周知徹底を実施し、管理体制の整備を行った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			○	◎			○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
8	生活文化局 (公益財団 法人東京都 私学財団)	個人情報取 扱事務を適 正に行うべ きもの	<p>財団は、私立高等学校等授業料軽減 助成事業等の事業に必要な私立学校の 生徒や保護者の個人情報を取り扱うに 当たり、公益財団法人東京都私学財団 個人情報保護規程を定めている。</p> <p>ところで、助成金の交付事務におい て取り扱う個人情報の手続について見 たところ、次のとおり適正でない状況 が認められた。</p> <p>(ア) 保有個人情報取扱事務に係る目 録の一般の閲覧について 財団は、取り扱っている個人情 報の項目等を把握するために目録 を作成し、保有状況を明確にし、 開示請求等に対応する観点から、 目録を一般の閲覧に供するものと すと規定しているにもかかわらず、 一般の閲覧に供していない。</p> <p>(イ) 保有の必要がなくなった保有個 人情報について 財団は、保有の必要がなくなっ た保有個人情報については、速や かに消去し、又はこれを記録した 文書等を廃棄しなければならない としているにもかかわらず、保存 期間経過後に文書等を廃棄してい ない。</p>	<p>(ア) について 常備場所（総務部共用スペース）を 確保し、平成31年3月から、閲覧目 録を一般の閲覧に供することができる ようにした。【1-エ】</p> <p>(イ) について 保存期間を経過した廃棄未了の書類 のうち、平成21年度以前の授業料軽 減助成事業等に係る書類を廃棄した。 なお、平成22年度以降の授業料軽 減助成事業に係る書類については、東 京都からの受託事業である就学支援金 の審査書類と関連しているため、就学 支援金と同様、取得後8年間保存する 取扱いとし、保存期間満了後、財団に おいて適切に廃棄するよう私学部発、 令和2年2月28日付事務連絡で取り 決めた。【1-エ】</p> <p>また、保有の必要がなくなった文書 等については、財団全体で定期的に廃 棄する等、財団の文書管理基準表に のっとり管理を徹底する。 【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○
9	オリンピッ ク・パラリ ンピック準 備局 (株式会社 東京スタジ アム)	都所有物品 について、 無償貸付物 品一覧表に 適正に登載 し、管理を 適切に行う べきもの	<p>局と会社は、物品無償貸付契約を締 結している。契約時、局は会社に対 し、無償貸付物品一覧表（以下「一覧 表」という。）を提示している。</p> <p>この状況について見たところ、局の 所有する物品（人工芝、取得価格 1,963万余円）が一覧表に登載さ れないまま、会社で使用されているこ とが認められ、適正でない。</p> <p>これは、一覧表と現状との確認が不 十分なため、物品使用の現状が一覧表 に反映されていないことによるもので ある。</p> <p>局は、当該物品について、一覧表に 適正に登載されたい。</p> <p>会社は、自らが管理する都所有物品 について、一覧表と現状に差異があれ ば局に報告する等、管理を適切に行わ れたい。</p>	<p>局及び会社は、契約書の物品一覧表 に当該物品を追加し、平成31年4月 1日付けで物品無償貸付契約書を変更 するとともに、局が作成した物品管理 要領に基づき、会社は物品取扱責任者 を設置し、日々の管理を適切に行って いる。【1-エ】</p> <p>また、局は、平成31年4月1日 に、局内のスポーツ施設を所管する施 設管理担当者間で行ったラインミー ティングにおいて、契約更新の際に、 契約書の物品一覧表の貸付物品と局が 管理する物品管理者別物品一覧表を照 合し、漏れがないかどうかを確認する ことを周知徹底した。【2-エ】</p> <p>さらに、会社は、契約書の物品一覧 表をもとに現状を確認して、令和2年 3月13日に局に報告した。局はこの 報告を受け、同日に物品管理者別物品 一覧表と照合を行った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
10	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	<p>消防用設備については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検を行い、その結果を消防署に報告しなければならないとされている。</p> <p>ところで、荏原病院において、消防署に報告した消防用設備の点検結果報告書を見たところ、過去に点検で不備を指摘され、今後改善予定とした設備について、監査日現在、改善が行われていないことが認められた。</p> <p>病院は、年中休みなく医療を提供しており、改善工事を実施するには、病院運営への影響を最小限に抑えるために様々な対応や調整が必要であるが、消防用設備の不備は、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があり、改善を先送りすることは病院利用者の安全を確保する上で適切でない。</p> <p>病院は、消防用設備について具体的な改善計画を検討の上、速やかな改善措置を講じられたい。</p>	<p>排煙設備について、平成31年1月30日から同年2月17日にかけて工事を実施し、施工完了となった。</p> <p>また、防火設備については、令和元年12月16日から令和2年1月24日にかけて工事を実施し、施工完了となった。【1-イ】</p> <p>病院は、点検結果報告書上の指摘事項は優先的な修繕事項と位置付け、早期に改善工事を実施する。また、公社として、令和元年5月17日付「令和元年度自己検査の実施について（通知）」のとおり、自己検査において新たに消防用設備について項目を追加し、指摘事項が改善されているか毎年チェックを図り、再発防止に努めることとした。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎					○	

〔平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
11	生活文化局 (公益財団法人東京都 歴史文化財団)	利用者の視点に立ったサービスの検証について	<p>東京都写真美術館におけるアンケート等の実施状況について見たところ、駅からのアクセスやチケット売場の場所が分かりにくいという声や、展示作品のキャプションや展示順路の案内について改良を求める意見等があった。</p> <p>アンケート等で検出された意見については、意見・要望の原因・背景等を含めた分析を行い、意見数の多い内容や重要度の高い内容などを抽出し、対応の可否・要否を含めた整理を行って、次年度への課題とするなど、組織的な考察を一步深めて業務に反映し、更なるサービス向上に継続的に努めていくことが重要である。考察に当たっては、顧客満足度調査の仕様やアンケートの設問等の工夫により、意見・要望の重要度等を可視化し、調査機関からの提言を取得するなどの手法も有効と考えられる。</p> <p>P D C Aサイクルの効果的・効率的な運用により、利用者の視点に立ったサービスの検証の実効性を高め、より一層のサービス向上に向けた事業運営が望まれる。</p>	<p>利用者視点から検討を行った結果、最寄り駅からの歩道出口に経路案内の掲示板を新たに設け、写真美術館への案内表示を増やすことで、より分かりやすい案内を行うこととした。</p> <p>また、チケット売場と展示情報を掲載したフロアマップを作成し、出入口に掲出するとともに、各受付で配架するようにした。【1-エ】</p> <p>P D C Aサイクルの効果的・効率的な運用により、利用者の視点に立ったサービスの検証の実効性を高めている。【2-ウ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○		
12	生活文化局 (公益財団法人東京都 歴史文化財団)	利用促進に向けた取組について	<p>指定管理者による東京都写真美術館の利用促進に向けた取組について見たところ、監査日（平成30年10月25日）現在、次の事実が認められた。</p> <p>a 案内パンフレットが日本語・英語対応にとどまっている。</p> <p>b 図書室ではDVDなどの映像資料等が視聴可能であるが、このような情報がホームページに掲載されていない。</p> <p>c 特別閲覧の利用実績が低調であり、また、WEB申請ができないなど、手続きが利便性に欠けている。</p> <p>d スタジオ（創作室）の貸出利用実績が低調であり、また、WEB申請ができないなど、手続きが利便性に欠けている。</p> <p>広報案内の多言語化、広報宣伝の拡充及び手続の見直しについて、利用者の視点に立った効果検証を行い、更なる利用促進に努めることが望まれる。</p>	<p>平成30年度に、図書室の情報や特別閲覧とスタジオの申請書をホームページに掲載した。</p> <p>また、令和元年度に、経路や開館時間等の基本情報に加え、どのような展示を行っているかを知ってもらうために展覧会情報を記載した中国語、韓国語及び英語版の案内パンフレットを作成し、館内で配布している。【1-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
			◎						

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
13	生活文化局 (公益財団 法人東京都 歴史文化財 団)	利用促進に 向けた取組 について	<p>指定管理者による東京芸術劇場の利用促進に向けた取組について見たところ、監査日（平成30年10月30日）現在、次の事実が認められた。</p> <p>a 劇場のホームページの一部が、スマートフォン用に最適化されていない。</p> <p>b 案内パンフレット及びアクセスマップが、日本語・英語対応にとどまっている。</p> <p>c 指定管理者は、選定時に提出した事業計画書において、公演の資料を公開できる形で保存していくと提案しているが、監査日現在、具体的な取組がない。</p> <p>広報案内の利便性及び多言語化の拡充や、提案内容の実現を通じ、更なる劇場の利用促進に努めることが望まれる。</p>	<p>案内パンフレットの多言語化を実施した。（英語、中国語（簡体字及び繁体字）、韓国語版作成）</p> <p>ホームページのスマートフォン対応及び多言語化（中国語（簡体字及び繁体字）・韓国語）については、それぞれ対応すべく契約を行い、令和2年3月27日までに実施した。</p> <p>さらに、公演資料（チラシ等）の収集保存・公開について具体的な方針を定め、これに基づき、実施した事業の情報をアーカイブとしてホームページで公開していくこととした。</p> <p>【1-E】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
			◎						
14	教育庁 (公益財団 法人東京都 スポーツ文 化事業団)	利用促進に 向けた取組 について	<p>「東京都立埋蔵文化財調査センター施設の提供に関する基準」において、指定管理者は、常設展示及び企画展示を行い、年1回の展示替えを行うこととされている。</p> <p>指定管理者は、多摩ニュータウン調査の成果を基に全般の成果を常設展として、年1回展示替えを実施するとともに、創意工夫したテーマによる企画展示を年1回実施しているが、「選りすぐりの逸品」を月替わりで紹介している「今月の逸品コーナー」を除くと、年間を通じて同じ展示となっている。</p> <p>同種の他館の状況を見ると、企画展示は、半年に1度程度は展示替えをしている例が多いことから、企画展示の展示替えを年度内に複数回行うなど、利用促進に向けた更なる取組が望まれる。</p>	<p>財団は、東京文化財ウィーク2019の特別公開事業として、東京都立埋蔵文化財調査センターのコンコースにおいて特別展示「重要文化財特別公開 -日本最古級の縄文遺跡」を令和元年11月1日から同月25日まで開催するとともに、ギャラリートークを実施した。</p> <p>特別展示及びギャラリートークについては、財団ホームページで告知した。また文化財ウィークのガイドブックに掲載した。</p> <p>教育庁は、事前告知として令和元年10月21日から同月25日まで都庁第一本庁舎1階中央部で特別展示「重要文化財特別公開 -日本最古級の縄文遺跡」のパネル展示等を行い、更なる利用促進へ向けたPRを実施した。</p> <p>【1-E】</p> <p>平成31年度事業については、平成31年3月8日に次年度の事業計画書を教育庁へ提出し、必ず実施する事業として教育庁へプレゼンテーションを行い、ホームページにも掲載した。</p> <p>次年度以降も同様に実施していくこととする。【2-U】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○		

〔令和元年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要										
					措置区分									
15	生活文化局	育英資金に係る滞納整理事務を効果的かつ効率的に行うべきもの	<p>私学部は、育英資金返還金に係る債権回収の方針において、高額案件及び連絡がついていない案件を優先して訪問するとともに、電話督促委託等の手段を組み合わせ対応するなどしているが、専門員が取り扱っている滞納額が100万円以上の案件全37件について見たところ、監査日（平成31年1月16日）現在、</p> <p>① 分割納付が途絶えた時点で滞納額の一括請求や新規分割納付計画提出等の交渉を行っていないもの：4件</p> <p>② 破産手続終了の通知を受けている案件について、債務整理の結果や弁済意思の確認等を行っていないもの：2件</p> <p>③ 定期的に督促状を送付するのみで、架電、訪問等による交渉を行っていないもの：2件</p> <p>など、適時適切な滞納整理事務が十分に行われていないことが認められた。</p> <p>部は、専門員の進捗管理・連携の強化及び業務委託の有効活用により、滞納整理事務を効果的かつ効率的に行われない。</p>	<p>効果的かつ効率的に滞納整理事務を進めていくため、専門員が取り扱う案件のうち、令和2年1月末現在の高額滞納案件について進捗管理表を作成し、当該案件に関する十分な進捗管理や職員と専門員との連携強化を可能とした。【1-エ】</p> <p>専門員が取り扱う案件のうち、破産手続が終了し、かつ、時効が5年以内に到来するものについて、弁済意思の確認等を行うことで滞納整理を進めた。【2-ウ】</p> <p>専門員と打合せを行い、指摘内容を共有した上で、債権管理マニュアル等を用いて債権管理の在り方を改めて周知した。滞納整理事務の方針については引き続き、個別の状況に合わせて、架電、訪問、手紙等の様々な手段を適切に活用していくことを再確認した。【2-ウ】</p>	1		2							
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
								◎			○			
16	生活文化局	旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行うべきもの	<p>都民生活部は、旅券の申請・交付業務の受付部分について、「有楽町・池袋分室」及び「新宿本課・立川分室」における2件の委託契約を締結している。</p> <p>両契約の積算について見たところ、業務内容が同様であるにもかかわらず、異なった単価を用いていることが認められた。これは、「有楽町・池袋分室」の契約の人件費単価について、「新宿本課・立川分室」の契約の人件費単価に50円を上乗せしていることによるものであるが、この上乗せ分について、合理的な根拠が確認できない状況であり、適切でない。この結果、639万8,861円（監査事務局試算）の過大積算となっている。</p> <p>部は、旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行われたい。</p>	<p>令和2年度の契約では、指摘を踏まえ両契約とも同じ単価で積算を行った。今後も適切に対応していく。【2-イ】</p> <p>また、部内向けに、本監査結果を報告し、事業執行の際、積算等の考え方に誤りがないかなどの点について確認するよう平成31年3月27日付通知文により周知した。【2-エ】</p>	1		2							
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
										◎			○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
17	病院経営本部	物流管理等業務委託における棚卸の差異の把握等を行うべきもの	<p>大塚病院は、共同購入物品を含む診療材料等の物品について物流管理等業務委託契約を締結し、受託者は、物流管理システム（以下「システム」という。）を使用して、納入業者からの購入物品の受入れ並びに物品の管理・棚卸等を行っている。</p> <p>そこで、用度倉庫における棚卸状況を確認したところ、受託者は毎月1回程度棚卸を行い、システムに計上される現在庫数（以下「システム在庫数」という。）と実際に倉庫に保管されている数量（以下「実在庫数」という。）を突合している。受託者が平成31年3月に棚卸を行った品目で、診療材料の状況について見たところ、システム在庫数と実在庫数に差異が生じる状況となっている。</p> <p>差異が生じた品目名や数量について病院は仕様書に報告の必要性を明記していないことから、受託者に報告を行っていない。</p> <p>また、診療材料については年度末の実地棚卸の結果が、決算における流動資産や病院事業費用の根拠となっているため、棚卸の都度、病院が差異の状況を把握していないことは適切でない。</p> <p>病院は、物流管理等業務委託に係る仕様書の見直しを行うとともに、棚卸の差異を把握し、原因究明及び必要に応じて対策を講じられたい。</p> <p>サービス推進部は、病院に対し、物流管理等業務委託に係る仕様書の見直し及び物品管理業務受託者への指導・監督を適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>大塚病院は、令和元年6月以降、物流管理等業務委託業者が実施した棚卸結果を書面にて用度担当者が収受し、当該業者と共同で検証の上、庶務課長及び用度担当課長代理に状況報告を行っている。</p> <p>また、本業務委託に係る令和2年度の仕様書に、書面での棚卸結果報告を義務付ける項目を記載した。</p> <p>【2-1】</p> <p>サービス推進部においては、病院に対し、令和2年度の準備契約を行う際に、仕様書に棚卸の結果報告に関する項目を追加するよう指導した。</p> <p>【2-1】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
18	産業労働局	清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの	<p>城東職業能力開発センター（以下「能力開発センター」という。）は、庁舎内の清掃業務について、公益社団法人Aシルバー人材センターと請負による委託契約を締結している。</p> <p>ところで、当該契約について見たところ、時間単価による単価契約となっており、作業者が清掃業務に従事した時間に応じて委託料を支払っている状況が認められた。</p> <p>しかしながら、受発注者が遵守すべき「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン（平成28年9月9日）」（厚生労働省及び公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会発行。以下「ガイドライン」という。）では、請負契約の契約金額は、人工計算（時間単価×人数）でなく、作業量で計算するものであることとしている。</p> <p>したがって、能力開発センターが、作業時間に応じて委託料を支払っていることは、ガイドラインの項目を満たしておらず、請負契約として適正でない。</p> <p>能力開発センターは、清掃業務委託について、適正な契約を締結された</p>	<p>城東職業能力開発センターは、仕様内容等の見直しを行い、令和2年度の契約においては、総価契約に改めた。</p> <p>【2-イ】</p> <p>局は、令和元年7月10日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ適切に契約事務手続を行うよう周知した。</p> <p>また、雇用就業部は、令和元年11月11日に経理説明会を開催し、本件について改めて注意喚起して再発防止を図った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎		○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
19	港湾局	東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の点検診断を適正に行うべきもの	<p>局は、東京港港湾施設等予防保全基本計画（以下「計画」という。）を策定し、施設の延命化を図っている。そして、予防保全型維持管理の基本方針の一つに、綿密な点検診断を実施し、これに基づく補修等の必要な対策を実施することで、予防保全型の維持管理業務を徹底することを挙げている。</p> <p>また、係留施設等の点検診断について、局は、港湾構造物点検マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、港湾構造物ごとに、日常点検等における判定基準等について綿密な点検診断要領を示し、点検診断に適用するとしている。</p> <p>ところで、係留施設である東京夢の島マリーナ（以下「マリーナ」という。）は、計画の対象施設として指定され、その管理は、東京港管理事務所が所管している。</p> <p>また、マリーナは、利用者サービスの向上を図るため、マリーナ全体を民間事業者へ貸し付けた上で、マリーナの係留施設である浮棧橋をはじめとした各施設の日常的な点検等については、借受者が実施することとされている。</p> <p>そこで、借受者による浮棧橋の日常的な点検状況について確認したところ、マニュアルにある点検診断要領とは全く違うチェックリストにより実施されていることが見受けられた。</p> <p>マリーナの管理を所管する所は、マニュアルにある点検診断要領に基づく日常点検により管理すべきところ、それがなされていないことは適正でない。</p> <p>所は、東京夢の島マリーナにおける浮棧橋の点検診断を適正に行われた</p>	<p>借受者との間で、マニュアルに記載の点検診断要領に沿った日常点検を実施することで了解が得られ、令和2年1月分から適正に点検を実施している。</p> <p>【1-エ】</p> <p>今後は、浮棧橋の点検診断をマニュアルに記載の点検診断要領に基づき適正に行うことを、令和元年12月27日付所内通知により、周知徹底した。</p> <p>また、次回民間事業者への貸付（令和5年度公募）に際しマニュアルに定めた点検診断要領を東京夢の島マリーナ管理運営基準に盛り込むこととした。</p> <p>【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎				○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
20	港湾局	経済性を考慮して契約を発注すべきもの	<p>東京港建設事務所は、新海面処分場の整備及び伊豆諸島の港湾・漁港整備のために製作され、仮置きされているケーソン（注）の管理業務について、2件の契約を締結し、実施している。</p> <p>しかしながら、これら2件の契約は、履行場所や業務内容が重複するほか、契約期間も一致しており、受注者との連絡先を各所管課にするなど工夫することで、連絡調整を効率的に行うことができ、同一の契約でも実施することが可能なものとなっている。</p> <p>そこで、2件の契約における業務内容を変更せずに同一の契約で実施した場合における経費について、監査事務局において試算したところ、一般管理費等諸経費の削減により、現状に比べ、35万円低減可能であった。</p> <p>所は、経済性を考慮して契約を発注されたい。</p> <p>（注）防波堤や岸壁等の基礎や本体として設置される中空の箱状のもの。都では、伊豆諸島及び小笠原諸島で用いられているほか、東京港内の新海面処分場では埋立護岸にも用いられている。</p>	<p>令和2年度の本管理委託の方法については、安全性・経済性を考慮した結果、2件の委託を合併し契約した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>令和元年10月10日に局内説明会を実施し、業務内容や契約期間が重複する案件の発注の際には、経済的な発注を十分検討する必要がある旨の周知を図った。【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎		○			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
21	港湾局	契約違約金等の債権管理を適正に行うべきもの	<p>知事は、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）第4条により、適切かつ効率的な債権の徴収等を行わなければならないとされている。</p> <p>また、都が作成する東京都債権管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）によれば、債権の適切な管理とは、「債権の発生に始まり、債務の免除及び債務の弁済等により債権が消滅したり、債権を放棄するまでの全過程を適切に処理し、管理していくことを意味する。」とされている。</p> <p>ところで、東京港管理事務所及び臨海開発部が行っている債権管理について見たところ、債務者の状況について調査することなく数年間放置しているものが見受けられた。</p> <p>マニュアルでは、会社の清算が終了するなど、徴収できないことが明らかである債権については、納入義務を消滅させることができるとされているが、所及び部は、数年間この検討を行っておらず、債権の適切な管理を十分に行っていないこととなり適正でない。</p> <p>所及び部は、債権管理を適正に行われたい。</p> <p>また、総務部は、局内の債権管理事務について、東京都債権管理条例施行規則（平成20年東京都規則第143号。以下「規則」という。）で定める債権管理者としての役割を担っているが、複数の部所において、上記の事案が見受けられたことは規則で定める職務が十分に果たされていないこととなり適正でない。</p> <p>総務部は、各部所の債権管理事務が適正に行われるよう、指導を図られたい。</p>	<p>総務部では、令和元年6月19日に各部所の担当者を集め、年1回決算時には収入未済案件の交渉記録の確認、登記簿の取得を行い、債務者の状況把握を行うことにより債権管理事務を適正に進めるよう周知徹底した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>債権の消滅による不納欠損について、財務局と協議が整い、不納欠損処分の決定（東京港管理事務所：令和元年11月6日、臨海開発部：令和元年11月14日）及び会計処理（財務会計システムによる入力。東京港管理事務所：令和元年11月6日、臨海開発部：令和元年12月9日）を行った。</p> <p>【1-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			○				◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
22	水道局	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	<p>練馬営業所及び北営業所において、来所者が利用する施設について、視覚障害者誘導用ブロックの設置状況を見たところ、入口から窓口に至るまでに誘導ブロックが設置されておらず、また、北営業所においては、入口から誘導用ブロックをたどると壁面へ誘導される配置となっており、視覚障害者への配慮が不適切な状況が見受けられた。</p> <p>平成30年財政援助団体等監査では、多摩地区でも同様の事例を確認しており、サービス推進部は、23区内営業所についても状況調査を行うとしている。</p> <p>サービス推進部及び経理部は、関係部署と連携して、今後の整備方針と照らし合わせながら、改善に向けて実効性のある計画を立て、不適切箇所については改善する必要がある。</p> <p>両部は、23区内営業所の状況を確認の上、視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善されたい。</p>	<p>サービス推進部は、令和元年6月4日から同月21日まで、23区内営業所における誘導ブロックの設置状況調査を実施した。</p> <p>その結果、誘導ブロックの設置に不備がある営業所17所のうち16所について、令和元年12月5日に誘導ブロック設置に関する契約を締結し、令和2年3月に誘導ブロックを設置した。</p> <p>また、1所については賃貸ビルのため、管理会社指定の業者による誘導ブロックの設置が必要である。このため、令和2年2月に、誘導ブロック設置について管理会社と文書を取り交わし、同年3月に設置を完了した。</p> <p>【1-イ】</p> <p>サービス推進部は、支所及び営業所庁舎の移転・整備の際、誘導ブロック設置について、福祉のまちづくり条例など関係規定を踏まえ、敷設状況を確認し適切に管理していく。</p> <p>経理部は、新築・改築、大規模改修等の起工依頼を受けた際には、誘導ブロックの設置に向けて施設管理者と協議を行い、関係規定に従い適切に対応していく。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	
23	教育庁	受水槽清掃委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行うべきもの	<p>教育庁三宅出張所では、教職員住宅に設置されている受水槽について、年1回の定期清掃を行うための受水槽清掃委託契約を締結しており、主な作業内容は、清掃、消毒及び水質検査となっている。</p> <p>当該契約について作業の実施状況を確認したところ、次の状況が認められた。</p> <p>ア 清掃及び消毒の作業実施日が履行期限後となっている。</p> <p>イ 水質検査用の水については、水の採取日及び受託者が依頼した検査機関における検査期日が履行期限以降に設定されている。</p> <p>ウ ア及びイの状況であるにもかかわらず、委託完了届の届出日が履行期限と同日になっており、所における履行確認後の検査もその日のうちに行われている。</p> <p>これらは、契約実施に当たってのチェック機能が十分に働いていないことが原因である。</p> <p>所は、受水槽清掃委託契約の進行管理及び履行確認を適切に行われたい。</p>	<p>令和元年度の同様の契約については、約3か月弱早めて令和元年12月4日に契約締結を行い、履行期限が令和2年2月28日までのところ、同年1月22日に履行が完了した。</p> <p>本件においては、所内における進行管理及びチェック機能が働いていなかったことから、進行管理表により複数での進行管理及びチェック機能の強化を図った。また、受託者の履行が遅くなったのは繁忙期であったという背景もあるため、令和元年度の同様の契約については契約日を1か月程度早めて適切な履行期限を確保した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>令和元年7月12日に所内全体会議において、今回の監査結果を周知し、再発防止に向けた注意喚起及び再発防止の取組徹底への意識付けを行った。また、令和元年7月26日には、所内でコンプライアンス研修を実施し、当該案件について再度の注意喚起を実施した。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
24	教育庁	災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行うべきもの	<p>都立学校教育部は、災害対策用ろ水器保守点検について、特命により委託契約を締結している。</p> <p>特命随意契約については、「特命随意契約の適正化について」（平成25年3月22日付教育庁総務部契約管財課長通知）により、業者から参考見積を徴取した場合、そのまま契約目途額とせず、起工課において内容を精査し、適正な目途額を算出することと通知されている。</p> <p>ところで、本契約の積算について見たところ、業者から徴取した参考見積について、過去の契約実績等を踏まえて精査すべきところ、部はこれを行わずに合理的根拠がないまま、参考見積の金額に一定程度上乘せした金額を契約目途額としており、適切でない。</p> <p>部は、災害対策用ろ水器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行われたい。</p>	<p>特命業者から徴取した参考見積の内訳単価を、過去の契約実績の内訳単価と比較し、契約目途額を算出した。単価変動が生じている項目については、特命業者に単価変動の理由を確認し、過大な見積りとなっていないか精査を行った。改善措置を行った災害対策用ろ水器保守点検委託契約は、令和元年10月中旬に契約締結した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>令和元年9月17日の係会内で、監査の指摘内容や改善措置について、情報共有を行った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○
25	教育庁	給食会計事務を適切に行うべきもの	<p>給食会計においては、個人別の収支管理を行うこととされ、未納者に対しては督促を行うとともに、督促の経過を記録するため個人別管理簿を作成することとなっている。また、督促にもかかわらず、残高不足の生徒については執行を停止する必要がある。</p> <p>ところで、東久留米総合高等学校の定時制課程における給食会計について見たところ、平成30年度末現在の個人別収支においてマイナスとなっている生徒が9名存在することが認められた。</p> <p>当該生徒に対する督促の状況について見たところ、学校は、文書による督促のほか、電話による督促などを行ってきたとしているが、7名について個人別管理簿の作成を行っていないなど、督促の状況を確認できない状況であり適切でない。</p> <p>学校は、給食会計において、収支がマイナスとなる場合には予約を停止するなど収支管理を徹底するとともに、督促の記録を個人別管理簿に適切に記録するなど、給食会計事務を適切に行われたい。</p>	<p>給食費がマイナス状態となっている9名の生徒は、充当承諾書に基づき積立金から充当等を行い、令和元年6月6日振替、また、令和元年7月30日保護者からの振込により、マイナス状態が解消したことを確認した。該当生徒への督促、充当によりマイナス状態が解消された記録について個人別管理簿を作成した。【1-ウ】</p> <p>現在は、平成27年9月18日付27教学高第1139号「学校徴収金の未納者への督促に係る取扱いの運用について（通知）」に基づき、未納が3回以上又は3か月以上続いた生徒について、保護者等との折衝内容を全て個人別管理簿に記載している。また、令和2年2月7日に開催した学校内の給食委員会において、生徒の出欠状況や給食の納入状況を関係職員の間で情報共有している。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎					○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
26	教育庁	直接負担経費の事務処理手順を定めるべきもの	<p>多摩高等学校は、学校の主催により、小論文指導講座を行っているが、受講対象となる生徒に限られていることから、積立金会計には含めずに、保護者の直接負担経費として処理している。</p> <p>ところで、当該講座には、17名の生徒が参加し、学校の担当教諭が、平成30年11月14日に受講料2万5,500円を支払ったが、具体的な事務処理の定めがないため、担当教諭が他校へ異動した際、領収書等の関係書類を異動先で保管していた。このため、後日、領収書等の関係種類を取り寄せて支払の状況は確認できたものの、監査日（令和元年5月17日）現在、関係書類を確認することができなかった。</p> <p>このことは、保護者の直接負担経費は学校が保護者から資金を徴収して支出するものであることから、必要最低限のルールを定めた都立学校全体の事務処理手順を作成すべきであるところ、これを作成していなかったことによるものである。</p> <p>都立学校教育部は、この事務処理について統括する立場であるので、直接負担経費の事務処理手順を定められたい。</p>	<p>都立学校教育部は、各都立学校に対して令和元年9月30日「都度徴収経費に係る適正な事務処理について（通知）」にて、都度徴収経費の通帳による管理、収入・支出の適正な処理及び現金出納簿の作成等について注意事項の通知を行った。</p> <p>令和元年10月21日に開催した都立高校を対象とした経営企画課室長会において、約150校の経営企画課室長が出席し、本指摘を含む学校徴収金事務に関する指摘事項の詳細や具体的な状況及び上記通知文の内容について周知、注意喚起を行った。【2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
							◎

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
27	財務局	施策連動型の財産利活用について	<p>財産運用部は、財務局が保有している普通財産の一部につき、都の施策（緑化事業、環境配慮型等住宅の展示等）への協力を条件として民間事業者により一時貸付を行う方法により利活用している（以下「施策連動型の財産利活用」という。）。</p> <p>このうち、部が平成21年度から実施している、緑化条件付自動販売機（注）設置目的の貸付について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>事業開始当初、部は緑化条件付自動販売機用貸付用地として7件の土地を選定し、順次貸付を行った。平成24年度には、1件が売却のため減少するとともに新たに1件を追加契約締結した。その後の7件は状況が変化し、現在、3件が契約が締結されていない状況となっており、平成24年度以降は新たな候補地の選定を行っていない。</p> <p>部は、未利用地の活用を担う局として、緑化条件付自動販売機用貸付について、事業の在り方を検討することが望まれる。</p> <p>（注）自動販売機設置業者に対して、省エネ性能の自動販売機の周囲に常緑の植栽を施したプランター、パーゴラなどを設置・管理することを用地貸付の条件とし、町の美観向上・都市緑化の推進に寄与することを目的としたもの。</p>	<p>部は、緑化条件付自動販売機用貸付の事業の在り方について検討した結果、未利用地の活用における選択肢の一つとして、引き続き実施することとした。</p> <p>このため、既に保有していた未利用地の中から、自動販売機の設置に適していると考えられる土地を新たに2件選定し、令和2年2月12日、「緑化条件付自動販売機設置を目的とする土地の一時貸付け」に係る一般競争入札を公告した。【1-イ】</p> <p>なお、過去に緑化条件付自動販売機用地として貸し付けたものの契約が更新されなかった3件の土地は、別事業で活用を図るなどの調整を行っている。</p> <p>今後、既存の緑化条件付自動販売機用地の貸付契約が終了する機会や、新たな狭小不整形地の引継ぎを受けた場合には、年度末の貸付入札に向けて例年12月頃に部内関係部署の担当者間で実施している対象地選定の打合せ会において、緑化条件付自動販売機用地の見直し・再検討を行うことを、令和2年1月6日の貸付予定地の決定に先立ち、令和元年12月中旬に部内で確認した。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
	◎					○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
28	生活文化局	東京都国際交流委員会に対する補助事業について	<p>都民生活部は、東京都国際交流委員会が行う多文化共生等に係る事業に対し補助金を交付するとともに、これらの事業について点検・評価を行っている。</p> <p>その結果、部は、委員会が「東京都多文化共生推進指針」に定める役割を果たせていないとして、より効果的な推進体制について調査・検討している。</p> <p>そこで、この調査・検討状況について確認したところ、監査日現在、体制整備に向けた具体的なスケジュールが確認できない状況である。</p> <p>在住外国人の更なる増加が見込まれる中、国は、外国人材受入れ・共生のための総合的対応策を打ち出しており、都及び委員会には広域行政ならではの支援策の期待が高まっている。</p> <p>多文化共生社会づくりの推進に当たり、委員会の役割・機能の強化、事業拡充及びそれに対する効果的な補助のあり方の検討について、着実に推進することが望まれる。</p>	<p>見える化改革での検討を通じて、多文化共生社会実現のための喫緊課題に対応していくため、令和2年10月を目途に新財団を設立するとともに、在住外国人支援事業を拡充していくこととした。</p> <p>新財団は、これまで東京都国際交流委員会が行ってきた事業（多文化共生等に関する情報の収集・提供事業及び多文化共生等促進のための連絡調整・普及啓発事業等）を順次引き継ぐとともに、新たな事業（ワンストップ相談ナビと都内窓口支援事業、地域日本語教育推進事業、通訳派遣事業及び「やさしい日本語」活用促進事業等）を検討・実施していくなど、体制強化・事業拡充を図った。【1-エ、2-ア】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎	○			
29	福祉保健局	災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用資器材等である手袋について	<p>医療政策部は、災害発生時の初動期に医療救護班が使用する医療用手袋等を購入し、備蓄している。</p> <p>ところで、厚生労働省は、平成28年12月27日付けで、医療用手袋についているパウダーは、ラテックスアレルギー（天然ゴム製品の使用による皮膚障害）を誘発したり、肉芽腫や術後癒着の形成リスクを高めたりするおそれがあるとの報告を踏まえ、各都道府県を通じて、医療機器製造販売事業者等に対し、平成30年末までにパウダーフリー手袋へ供給を切り替えるよう通知（以下「通知」という。）している。</p> <p>また、消費者庁、厚生労働省及び経済産業省は、天然ゴム製品の使用によるラテックスアレルギーについて、皮膚障害のほか、まれにアナフィラキシーショックを引き起こす場合があると注意喚起している。</p> <p>そこで、部が購入した医療用手袋を確認したところ、仕様書においてパウダーフリーかつ非天然ゴム製の製品に限定していなかったため、結果的にパウダーフリーではあるものの天然ゴム製の製品が納品されていた。</p> <p>部は、安全性確保の観点から通知等の趣旨を踏まえ、医療用手袋について、パウダーフリーかつ非天然ゴム製の製品に限定するよう仕様内容を見直すことが望まれる。</p>	<p>令和元年10月以降の買入れ契約から仕様書を見直し、「パウダーフリー・合成ゴム」製品に限定することとした。見直した仕様書を用いて買入れを行い、令和2年2月7日に納品があった。【2-イ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
30	水道局	社会福祉施設の減額制度に係る広報について	<p>局は、社会福祉施設等に対する水道料金の減額措置（以下「減額制度」という。）を講じている。</p> <p>このうち社会福祉施設については、減額制度の対象を、社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業（第一種及び第二種社会福祉事業。ただし除外する事業がある。）を実施する施設と定めている。</p> <p>ところで、局は、減額を希望する社会福祉法人等からの申請によりこの減額を実施するものとしている。</p> <p>しかしながら、次のとおり、社会福祉施設の減額制度に係る広報が不十分なものとなっている。</p> <p>ア 水道局ホームページの「水道料金・下水道料金の減免のご案内」には、減額内容と問合せ先のみが記載され、減額対象となる施設区分の記載がないため、減額を希望する社会福祉法人等は、自らの施設が減額対象となるか、直接問い合わせなければ確認できない。</p> <p>イ 社会福祉法人等から問合せ等があった場合、申請される施設等の所在地を所管する営業所等が、当該施設が減額対象施設に該当するか説明し、減額制度の概要「水道料金・下水道料金の減額制度について」及び別表「減免措置の対象となる社会福祉施設一覧」を示している。</p> <p>しかしながら、この別表は、平成22年作成のものであり、減額の対象となる社会福祉事業のうち、児童発達支援事業、小規模保育事業（10人以上である場合）、幼保連携型認定こども園等が掲載されておらず、適切なものとなっていない。</p> <p>本事業を所管するサービス推進部は、社会福祉施設の減額制度の広報を見直すことが望まれる。</p>	<p>サービス推進部は、次の取組を行った。</p> <p>ア 平成31年3月13日に水道局ホームページ「水道料金・下水道料金の減免のご案内」を更新し、減免の各種別に「対象施設」の記載を追加するとともに、各種減免の概要「水道料金の減免制度について」を掲載した。</p> <p>イ 別表「減免措置の対象となる社会福祉施設一覧」（以下「一覧」という。）について、最新の社会福祉法に規定されている社会福祉施設であるかを福祉保健局に照会し、令和元年8月に回答を得た。</p> <p>この回答を基に減免対象となる施設を決定し、一覧を更新の上、令和元年11月12日付事務連絡にて、各営業所に通知した。</p> <p>また、同年11月22日に、各営業所で使用する業務端末に一覧の更新を反映させた。【1-E】</p> <p>今後、新たに、サービス推進部は、毎年4月に社会福祉法等の改正を確認することとした。確認の結果、法律の改正があった場合は、事業を行う社会福祉施設の変更について福祉保健局に照会を行った上で、一覧を更新することとする。</p> <p>なお、一覧に社会福祉施設を追加した場合、該当の社会福祉施設に対し適切に減免が適用されているか、各営業所に調査を行う。【2-U】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎				○	

〔令和元年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
31	都市整備局	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、「舗装工事及び道路補修工事（30瑞西-1）」の契約により、瑞江駅西部地区における土地区画整理事業に伴い、将来道路管理者である江戸川区に引き継ぐための舗装工事を行っている。</p> <p>ところで、設計図では、舗装構成の仕様は江戸川区標準構造図集（以下「図集」という。）を参照しており、図集では上層路盤のうち再生アスファルト処理混合物については1層仕上り厚を10cm以下で締固めることと定めている。また局工事記録写真撮影基準では、舗装の締固めの厚さごとに撮影することと定めている。</p> <p>このことから、60型車道舗装の再生アスファルト処理混合物の上層路盤は厚さ15cmのため2回に分けて施工し、それぞれの施工状況を撮影する必要がある。</p> <p>しかしながら、本契約の工事記録写真について見ると、厚さ15cmの上層路盤を2回に分けて締固めている状況が撮影されておらず、確認できない。</p> <p>このため、監査後に品質が確保されていることは確認されたものの、仕様のおり施工されたことを証明するための工事記録写真管理が適切に行われておらず、品質管理の観点から適切でない。</p> <p>局は、アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>局は、アスファルト舗装の施工に関する45項目からなるチェックシートを新たに作成し、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>第一市街地整備事務所は、令和元年9月30日に所内工事所管3課の技術職員に対し、工事記録写真の管理も含めた品質・出来形管理に関する研修を実施した。</p> <p>局は、令和2年2月21日に工事関係部署を対象とした技術連絡会を開催した。</p> <p>所は、令和元年7月12日付けの文書により、受注者に対し、適正に施工管理を行うように指導した。</p> <p>所は、令和元年7月17日に所内工事所管3課による工事監査報告会、同月31日に工事安全協議会を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○
32	福祉保健局	無収縮モルタルの積算を適正に行うべきもの	<p>局は、「東京都立広尾看護専門学校（H30）内壁等補修その他改修工事」の契約により、学校内の耐震補強をするために、耐震壁の増設等の内部改修を行っており、耐震壁の上部に無収縮モルタル（注）を使用している。</p> <p>ところで、局積算標準単価表では、無収縮モルタルの単価は、材料の体積当たり（m³）で設定されている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計書について見ると、無収縮モルタルの数量を、誤って面積当たり（m²）で算出している。</p> <p>このため、積算額約341万円が過大なものとなっている。</p> <p>局は、無収縮モルタルの積算を適正に行われたい。</p> <p>（注）一般的なモルタルのような収縮が起こらない強度の高い素材で、耐震補強工事をはじめとした施工の仕上げ材料として非常に優れている材料</p>	<p>局は、令和2年2月14日に局総務課掲示板に監査の指摘内容について掲載し、情報共有を図った。</p> <p>医療政策部は、根拠となる数量の算出方法について、図面と合わせて今まで以上に十分確認を行うとともに、技術職員が在籍する局総務部工事担当に、工種別積算チェックリストを活用した確認を依頼し、チェック体制の強化を図った。【2-U】</p> <p>医療人材課は、令和元年10月15日及び令和2年3月16日に看護学校校長会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の周知を図った。【2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
33	福祉保健局	掘削作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、「民間社会福祉施設建替促進施設（30）新築給排水衛生設備工事その2」の契約により、建物の新築に伴う給排水衛生設備の整備のため、排水管、公共汚水ます等を設置している。</p> <p>ところで、東京都機械設備工事標準仕様書及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）では、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないと定めている。</p> <p>このことから、山留めを設けず垂直に1.5m以上の掘削を行うには、土質を確認する必要がある。</p> <p>しかしながら、本契約における公共汚水ます設置の工事記録写真について見ると、地盤面より垂直に約3.6mも掘削しているにもかかわらず、事前に現地の土質を確認せず、山留め等の安全対策が適切に行われていない状況が認められた。</p>	<p>総務部契約管財課は、掘削作業における施工計画書・施工要領書の提出漏れを防ぐため「提出書類チェックリスト（工事一般）」に「深さ1.5m以上の掘削作業の安全対策」の確認項目を追記するとともに、提出された施工計画書・施工要領書により、現場の確認と受注者指導を行うこととし、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】 課は、令和元年11月25日に契約管財課工事担当定例会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○
34	福祉保健局	最低制限価格の算定を適正に行うべきもの	<p>局は、「東京都薬用植物園監視カメラ設置工事」の契約により、薬用植物園内の監視体制を強化するため、7台の監視カメラの設置を行っている。</p> <p>ところで、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、競争入札により請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、あらかじめ最低制限価格を設けようとするときは、予定価格の10分の7以上で、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めることとしている。</p> <p>このことを受けて、最低制限価格設定のための算定式が定められている。</p> <p>しかしながら、本契約の最低制限価格について見ると、定められた算定式によらず、予定価格に単に10分の7を乗じて算定していることが認められた。</p> <p>このことは、公正な契約事務の履行の観点から適正でない。</p>	<p>健康安全研究センターは、契約手続の際に通知書等の確認を徹底することなどをまとめた工事契約（入札）に関するマニュアルを作成した。また、工事発注時の公表内容決定に際し、他の書類と共に確認していた最低制限価格算定基礎金額表について、管理職等の確認欄を新たに設けることとし、チェック体制の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】 局は、令和元年11月20日に準備契約事務説明会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
35	中央卸売市場	解体工事の積算を適正に行うべきもの	<p>市場は、「築地市場（30）水産物部立体駐車場棟ほか解体工事」ほか2件の契約により、旧築地市場内の建物を解体している。</p> <p>このうち、建物解体等の積算について見ると、本契約の起工決定日が平成30年3月28日であるため、直近の同年3月1日付市場積算標準単価表を適用するものである。</p> <p>ところで、市場は、工事価格の変動を確認するため、改正前の平成28年5月1日付市場積算標準単価表を一部の単価に適用し、試算を行っていた。しかしながら、本契約の発注に際し、適正な単価に修正することなく試算時の単価のまま積算を行っていた。このため、積算額について、「築地市場（30）水産物部立体駐車場棟ほか解体工事」は約6,987万円が過大、「築地市場（30）正門仮設駐車場ほか解体工事」は約1,368万円が過少、「築地市場（30）冷蔵庫棟ほか解体工事」は約32万円が過少なものとなっている。</p> <p>市場は、解体工事の積算を適正に行われたい。</p>	<p>市場は、チェックリストに、営繕積算システムの設定が最新の単価を採用することとなっているか、また、採用単価が適切であるかを確認する項目を追加し、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>市場は、平成31年3月20日及び令和元年12月5日に工事担当者会議を開催した。</p> <p>事業部施設課は、平成31年3月18日及び令和元年5月24日に課全体会議を開催した。</p> <p>これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○
36	中央卸売市場	汚水槽から排出される汚泥の処理を適正に行うべきもの	<p>市場は、「食肉センタービル設備運転保守管理ほか委託」の契約により、食肉市場センタービル設備の運転監視及び定期点検保守を行っている。</p> <p>ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、廃棄物の適正な分別、処分等の処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することと定めている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和46年10月25日厚生省通知）では、し尿を含む汚泥は一般廃棄物、し尿を含まない汚泥は産業廃棄物と定めている。</p> <p>しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理について見ると、汚水槽から排出される、し尿を含む汚泥と、雑排水槽から排出される、し尿を含まない汚泥とを、1台の車両に混載で収集していることが認められた。この結果、一般廃棄物である、し尿を含む汚泥を産業廃棄物として処理しており適正でない。</p> <p>市場は、汚水槽から排出される汚泥の処理を適正に行われたい。</p>	<p>市場は、設備運転保守管理ほか委託でこれまで一括で契約していた業務について、以下のように分割して契約することに変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備運転保守管理ほか委託（既存） ・ 一般廃棄物及び産業廃棄物の清掃運搬委託（新規） ・ 一般廃棄物の処分委託（新規） ・ 産業廃棄物の処分委託（新規） <p>また、清掃運搬委託の特記仕様書のひな型に、一般廃棄物と産業廃棄物を分別して運搬する旨を追記することで、混載の再発防止を図った。</p> <p>【2-I】</p> <p>市場は、令和元年12月5日に工事担当課長代理・維持管理担当者合同会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
					◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
37	建設局	設計委託の 検討内容に ついて受託 者を適切に 指導・監督 すべきもの	<p>局は、井の頭恩賜公園内の弁天橋を架け替える工事を発注するため、設計を行っている。</p> <p>ところで、本契約の特記仕様書では、施工計画や仮設構造物等の設計を行うこととなっている。また、局設計委託標準仕様書では、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計するよう定めている。</p> <p>しかしながら、本委託の設計委託報告書について見ると、施工計画と仮設構造物の設計において、次の不適切な点が認められた。</p> <p>① 工事全体の施工計画は検討され設計委託報告書に記載されているものの、一部、橋台部分の施工手順や使用する建設機械とその配置の検討が行われていない。</p> <p>② 仮締切の構造計算において、ポイリングに対する検討が行われていない。</p> <p>③ 仮設栈橋の検討において、過大なサイズの鋼材が選定されており経済的な仮設計画が行われていない。</p> <p>このため、工事発注に当たっては、現場の施工環境や施工条件を考慮した施工計画及び仮設構造物の安全性や適切な材料選定など、設計内容の再検討が必要である。</p> <p>局は、設計委託の検討内容について受託者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>西部公園緑地事務所は、再検討が必要な設計内容の手直しを行い、令和2年3月23日に完了した。【1-エ】</p> <p>公園緑地部は、25ページからなる設計委託報告書作成要領を新たに策定した。【2-ア】</p> <p>部は、令和元年12月11日付けの文書及び令和2年2月7日付けの事務連絡により、積算内容と仕様書との整合、及び報告書内容のチェック強化、並びに検査員による検査体制の拡充等を通知した。</p> <p>また、部は、専門外分野での工事等において、検討事項や検討内容の適正性を確保するために、他部署に在籍する専門技術に精通する職員からの助言を求めるなど、他部所と連携した専門的技術支援の仕組みを新たに構築することにより、チェック体制の強化を図った。</p> <p>さらに、部は、設計業務委託における検討事項に関するチェックリストを作成し、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>部は、令和2年1月24日に設計工事担当者会議を開催した。</p> <p>所は、令和元年9月24日に所内課長会を開催した。</p> <p>これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								○	◎		○	○
38	建設局	交通整理員の 積算を適 正に行うべ きもの	<p>局は、「多摩動物公園ライオンバス発着所整備工事」ほか2件の契約により、公園施設の建築を行っており、施工に当たり、園内の施設利用者の安全性を確保するため、工事車両や歩行者の誘導などを行う交通整理員を配置している。</p> <p>ところで、局積算基準では、交通整理員の費用を計上する場合は、事業者が負担すべき下請経費等を含む単価を適用することとしている。</p> <p>しかしながら、各契約の交通整理員の積算について見ると、下請経費等を含まない単価を適用している。</p> <p>このため、積算額について、「多摩動物公園ライオンバス発着所整備工事」は約668万円、「上野動物園パンダのふるさとゾーン新築工事その2」は約147万円、「東村山中央公園便所(H29)改築工事」は約37万円がそれぞれ過少なものとなっている。</p> <p>局は、交通整理員の積算を適正に行われたい。</p>	<p>公園緑地部は、令和元年9月19日付けの事務連絡により、東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所に対し、改めて、交通整理員の費用を計上する場合は、事業者が負担すべき下請経費等を含む単価を適用するよう通知し、情報共有を図った。</p> <p>部は、チェックリストに交通整理員の積算に関する確認項目を追記し、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、令和元年10月23日に建築職向け技術担当者会議及び同年11月22日に機械・電気職向け技術担当者会議を開催した。</p> <p>公園緑地部は、令和元年11月21日に設計工事担当者会議を開催した。</p> <p>東部公園緑地事務所は、令和元年9月25日に課内会議及び同年10月23日に課長会を開催した。</p> <p>西部公園緑地事務所は、令和元年9月24日に課長会及び課長代理会議を開催した。</p> <p>これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
39	建設局	あと施工アンカーの積算を適正に行うべきもの	<p>局は、「新川排水機場耐震補強工事に伴う建築工事」の契約により、排水機場内において、排水機場及び管理棟の耐震改修等を行っており、既存建築物の耐震性能の向上のため、耐震ブレース等を設置している。</p> <p>このうち、耐震ブレース設置の積算について見ると、製作費等は見積りで、既設の柱や梁に固定するための、あと施工アンカーは、局積算標準単価表により計上している。</p> <p>しかしながら、耐震ブレースの製作費等の見積りにも、あと施工アンカーが含まれており、重複していることが認められた。</p> <p>このため、積算額約640万円が過大なものとなっている。</p> <p>局は、あと施工アンカーの積算を適正に行われたい。</p>	<p>江東治水事務所は、チェックリストに「標準単価表に掲載されている品目については、見積り単価を採用しないこと等」の確認項目を追加し、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>局は、令和元年10月23日に建築職向け技術担当者会議及び同年11月22日に機械・電気職向け技術担当者会議を開催した。</p> <p>これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
40	建設局	アンカーボルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、「内川排水機場耐震補強工事に伴う換気設備工事その3」の契約により、排水機場に換気設備の設置を行っている。</p> <p>ところで、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（一般財団法人日本建築センター）によれば、設備機器の耐震支持は、鉄筋コンクリートの基礎・床・壁（以下「建築構造体」という。）などにアンカーボルトで緊結することとし、建築構造体ではないラフコンクリートに設備機器を直接アンカーボルトで支持することは避けることとしている。</p> <p>しかしながら、受注者から提出された給気ファン据付図について見ると、アンカーボルトが建築構造体に達していない状況が認められた。</p> <p>このことは、地震発生時に給気ファンが転倒して破損し適正な換気風量が得られず、排水ポンプの運転に支障を来たすおそれがあり、排水機場の機能を確保する観点から適切でない。</p> <p>局は、アンカーボルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>第二建設事務所は、令和元年9月9日に受注者に改善指示を行い、建築構造体に達するように追加で施工を実施し、令和元年10月10日に完了した。【1-E】</p> <p>所は他工事での再発防止のため、指摘趣旨を失敗事例集に追加し、情報共有を図った。【2-U】</p> <p>局は、令和元年11月22日に機械・電気担当課長代理・担当者会議を開催した。</p> <p>所は、令和元年10月21日に所内課長会を開催した。</p> <p>所は、令和元年11月11日付けの文書により、施工中の他受注者に対し、適切にアンカーボルトの施工を行うように指示した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
41	港湾局	コンクリート断面修復材の品質及び規格について設計図書に記載すべきもの	<p>局は、「平成29年度二見港岸壁（-5.0m）（改良）建設工事（その2）」の契約により、経年劣化した岸壁等の改良を無収縮モルタル（以下「モルタル」という。）等を用いて行っている。</p> <p>ところで、東京都土木工事標準仕様書では、工事に使用する材料の品質及び規格等については、土木材料仕様書に定めるところによるほか、設計図書によらなければならないと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約のコンクリート断面修復で使用するモルタルの品質及び規格について見ると、土木材料仕様書及び設計図書に規定がないことが認められた。</p> <p>このため、本契約においてはモルタルの品質及び規格は確保されているものの、入札参加者が適正に材料を選定することができず、モルタルの品質及び規格が確保されないおそれがあり適切でない。</p> <p>局は、コンクリート断面修復材の品質及び規格について設計図書に記載されたい。</p>	<p>離島港湾部は、積算システムで出力された各工事の使用材料一覧調書等と土木材料仕様書との比較を行うこととした。また、チェックシートに使用材料一覧調書を用い確認する旨を追記するとともに、土木材料仕様書に記載のない材料を使用する工事は、設計図書に材料の品質及び規格が記載されているかを確認することとし、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>局は、令和2年3月5日に局内工務関係課長代理会を開催した。</p> <p>部は、令和元年5月28日に第1回離島港湾部所管工事の進行管理等会議を開催した。</p> <p>これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
42	港湾局	防波堤の設計を適正に行うべきもの	<p>局は、「平成29年度二見漁港防波堤建設工事(その2)」の契約により、防波堤の整備を行っている。</p> <p>このうち、本契約の設計図面について見ると、鋼管矢板の構造で次の不適正な点が認められた。</p> <p>① 鋼管矢板同士を接続する継手材の厚さについては、日本産業規格(JIS)によると9mmと11mmの2種類があり、本契約の継手材は11mmを使用している。</p> <p>ところで、社団法人日本道路協会発行の鋼管矢板基礎設計施工便覧では、鋼管矢板を筒状等に配置して、鋼管矢板同士の上端部から下端部までを継手材とモルタル等を用いて強固に連結し橋脚等の基礎として使用する場合に、11mmの継手材を使用することとしている。</p> <p>しかしながら、本契約の鋼管矢板の配置は二重矢板と呼ばれる並列構造で、継手材は打設時に隣接する鋼管矢板とのずれを抑えるガイドとしての役割となっており、橋脚等の基礎構造ではない。このことから、より安価な9mmの継手材を使用すべきである。</p> <p>このため、積算額約198万円が過大なものとなっている。</p> <p>② 本契約で用いる鋼管矢板は、1本当たりの長さが約30mとなるため、船舶による運搬を考慮し、工場であらかじめ二分割して製造された材料を施工場所において現場溶接を行っている。</p> <p>ところで、日本港湾協会発行の鋼管矢板施工指針及び一般社団法人鋼管杭・鋼管矢板技術協会資料(以下「施工指針等」という。)では、鋼管矢板を海上などの現場で溶接する場合、製造工場における溶接に比べ、良好な作業環境を確保することが困難であるため、構造計算において鋼管矢板の強度を10%低減させるとともに、連続した鋼管矢板などの現場溶接位置については、隣り合う鋼管矢板で現場溶接位置が並ばないよう1m程度上下にずらした千鳥配置にすることと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計図面において、鋼管矢板の強度は、構造計算上確保されてはいるものの、施工指針等の趣旨を踏まえると、現場溶接位置が全て同一高さとなっていることは、より安全性を高める観点から適正でない。</p>	<p>離島港湾部は、チェックシートに溶接位置の確認と継手材の使用用途及び厚さを確認する項目を追記し、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>局は、令和2年3月5日に局内工務関係課長代理会を開催した。</p> <p>部は、令和元年5月28日に第1回離島港湾部所管工事の進行管理等会議を開催した。</p> <p>また、令和元年7月31日付けの事務連絡により、部内及び支庁に対し、鋼管矢板の継手材及び現場溶接位置の適正な設計を徹底するように通知した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>					
			1	2	局は、防波堤の設計を適正に行われたい。				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
43	交通局	鉄道事業者との協議状況を特記仕様書に記載すべきもの	<p>局は、「(仮称)有明自動車営業所整備に伴う擁壁設置その他工事」の契約により、新設する自動車営業所の雨水排水施設や擁壁等を整備している。</p> <p>ところで、局土木工事特記仕様書作成要領では、当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は制約を受ける内容、及びその協議内容、成立見込み時期を記載すると定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の特記仕様書について見ると、工事区域に隣接して走行している鉄道の事業者(以下「事業者」という。)と擁壁基礎構造について協議中であるにもかかわらず、その旨を記載していないことが認められた。</p> <p>このため、契約後、大幅に変更になった擁壁基礎構造での事業者との協議成立に伴う契約変更について、受注者の承諾は得られたものの、仮に受注者から承諾が得られない場合に契約の履行に支障が生じるおそれがあった。</p> <p>このことは、請負契約の適正化の観点から適切でない。</p> <p>局は、鉄道事業者との協議状況を特記仕様書に記載されたい。</p>	<p>建設工務部は、チェックリストに「起工時点で関係機関との協議が整っていない場合は、特記仕様書に記載を行う」と追記し、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>部は、令和元年8月5日、6日及び8日に基準類説明会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
44	交通局	諸経費の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、「(仮称)有明自動車営業所整備に伴う擁壁設置その他工事」の契約により、新設する自動車営業所の雨水排水施設や擁壁等を整備している。</p> <p>ところで、局積算基準では、各工事における諸経費の積算において、諸経費率の工種区分は以下のとおり定めている。</p> <p>① 2工種以上の工種内容からなる工事については、対象額が大きい方の工種区分を適用する。</p> <p>② ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>しかしながら、本契約の諸経費率の積算について見ると、雨水排水施設や擁壁等の対象額が大きいことから、河川・道路構造物工事とすべきところ、誤って舗装版撤去工の工事費が一番大きいとして舗装工事を適用している。</p> <p>このため、積算額約259万円が過大なものとなっている。</p> <p>局は、諸経費の積算を適正に行われたい。</p>	<p>建設工務部は、チェックリストに諸経費の工種区分に関する確認項目を追記し、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>部は、令和元年8月5日、6日及び8日に基準類説明会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分				
45	交通局	ポリマーセメントモルタルの品質管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、「三田線芝公園駅軌道部上床補強工事」ほか1件の契約により、トンネル構造物等の劣化部分に対して、ポリマーセメントモルタル（以下「モルタル」という。）等を用いて補強を行っている。</p> <p>ところで、局土木工事標準仕様書では、受注者は、工事の施工に先立ち、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し、その内容を遵守して工事の施工に当たらなければならないと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約のモルタルの品質管理について見ると、現場製造の管理において品質に影響する次の適切でない点が認められた。</p> <p>① 練り混ぜ機械の羽根形状や練り混ぜ時間などが、施工計画書に記載されていない。</p> <p>② 練り混ぜ機械の羽根形状や材質などが、工事記録写真では確認できない。</p> <p>このため、モルタルの設計上の強度は検査したところ満足しているものの、モルタルの現場製造過程での品質管理が適切でない。</p> <p>局は、ポリマーセメントモルタルの品質管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>建設工務部は、同種工事の特記仕様書のひな型に、ポリマーセメントモルタルの品質管理について、施工計画書に明記することや日常管理における記録を報告することを追記した。</p> <p>【2-イ】</p> <p>部は、平成31年4月10日、12日、16日、17日、24日及び令和元年5月8日に各保線管理所と打合せを行った。</p> <p>部は、令和2年2月3日付けの事務連絡により、各保線管理所に対し、ポリマーセメントモルタルの品質管理を徹底するように通知した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>	
			1	2	
			アイウエ	アイウエ	◎
46	水道局	ステンレス製受枠の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、「拝島給水所2号配水池築造及び送水管（2000mm・1350mm）新設工事」の契約により、拝島給水所内に配水池の築造及び送水管の新設を行っている。</p> <p>このうち、搬入口に設置する蓋のステンレス製受枠（周長14m）の単価設定について見ると、見積りにより設定している。</p> <p>しかしながら、見積りでは、1か所当たりの金額であるところ、誤って1m当たりの金額を単価として計上している。</p> <p>このため、積算額約487万円が過大なものとなっている。</p> <p>局は、ステンレス製受枠の積算を適正に行われたい。</p>	<p>多摩水道改革推進本部施設部は、受注者の同意を得て、令和2年2月に、当該部分の過大な契約代金を契約変更により減額した。【1-ア】</p> <p>部は、新たに設計担当者以外の職員による見積書の数量及び単位の確認を行うこととし、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、設計チェックリストに「見積依頼書、見積書及び見積承認書の数量・単位の誤りがないか確認する」と追記し、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>局は、令和元年6月11日に設計・工務課長代理会を開催した。</p> <p>部は、令和元年7月16日及び同年11月5日に部内研修を実施した。</p> <p>設計課は、令和元年5月31日及び同年7月26日に設計課内会議を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>	
			1	2	
			アイウエ	アイウエ	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
47	水道局	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、「港区新橋一丁目13番地先から同区東新橋一丁目3番地先間配水小管布設替工事」ほか2件の契約により、配水管の耐震継手化を図るため、配水小管布設替えを行っている。</p> <p>ところで、局土木工事出来形管理基準では、交通量の多い場所などで使用される改質アスファルト舗装の品質管理として、舗装面積2,000㎡につき1回、動的安定度を確保するためホイールトラッキング試験を行うことと定めている。このことから、舗装面積が2,000㎡未満においても試験を1回行う必要がある。</p> <p>しかしながら、各契約の品質管理記録報告書について見ると、いずれも舗装面積が2,000㎡未満であるため、ホイールトラッキング試験を不要と判断して行われていないことが認められた。</p> <p>局は、アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>南部支所は令和元年8月21日、東部第二支所は同年12月4日、中央支所は同月6日に、ホイールトラッキング試験を実施し、土木工事出来形管理基準に定める基準値を満たしていることを確認した。【1-エ】</p> <p>局は、土木工事出来形管理基準を改定し、ホイールトラッキング試験は、舗装面積が2,000㎡未満においても500㎡以上であれば行うことを明確にした。【2-ア】</p> <p>給水部は、令和元年7月2日付けの事務連絡により、各支所に対し、土木工事出来形管理基準を順守するように通知した。</p> <p>部は、令和元年7月5日に支所配水課長会議、31日に工事担当課長代理会議及び同年8月5日に技術調整担当課長代理会議を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			○	◎			○
48	水道局	地元住民との調整を適切に行うべきもの	<p>局は、「大田区京浜島二丁目7番地先から同区京浜島二丁目21番地先間配水小管布設替工事」の契約により、配水管の耐震継手化を図るため、配水小管布設替えを行っている。</p> <p>ところで、局配水管設計の手引きでは、工事の内容を地元住民に説明する必要があると設計担当者が判断した場合は、上司と相談の上、地元町会と調整を行い、必要に応じて地元説明会等を開催し、地元住民の要望事項を理解した設計を行うことと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計変更手続について見ると、車両の出入りが頻繁にある区域の施工にもかかわらず、設計時に地元住民との調整を行っていないことが認められた。</p> <p>このため、契約後に地元住民と調整した結果、昼間施工から夜間施工に変更することとなり、その調整に要した17日間工事を中止し、その期間の工期を延長している。</p> <p>仮に、地元住民の要望事項を理解した設計を行っていた場合、調整に要した17日間の工期縮減及びその経費等約142万円を削減することができる。</p> <p>局は、地元住民との調整を適切に行われたい。</p>	<p>給水部は、設計図面審査会チェックガイドラインに設計時における地元との事前調整に関する確認項目を追記し、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>部は、令和元年8月5日及び同年11月29日に、技術調整担当課長代理会議を開催した。</p> <p>部は、令和元年10月1日付けの事務連絡により、各支所に対し、設計時における地元との事前調整を徹底するように周知した。</p> <p>南部支所は、令和元年7月1日に配水第一課会議を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
49	下水道局	任意仮設に必要な条件の明示を適切に行うべきもの	<p>局は、「南部スラッジプラント前処理棟建物改良工事」ほか1件の契約により、南部スラッジプラント内の建物の劣化した外壁等の改良を行っており、本工事に係る、必要な足場等を任意仮設としている。</p> <p>ところで、局工事請負契約設計変更ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、任意仮設は、発注者が、設計図書に、仮設の構造等を決定するために必要な条件のみを明示し、受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設の構造等を選択できることから、任意仮設については、原則として設計変更の対象とはされていない。ただし、当初積算時の想定条件と現地条件が異なる場合や、新たな制約条件が追加された場合は、設計変更の対象とすることができるとされている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計図書について見ると、局は、任意仮設にもかかわらず、仮設の構造等を決定するために必要な条件を明示していない。</p> <p>また、本契約の変更手続について見ると、ガイドラインの認識不足などから、任意仮設である足場を設計変更の対象にして、契約金額についても変更を行っている。</p> <p>局は、任意仮設について、工事を円滑かつ適切に実施するためにも、ガイドラインの内容に則し、設計図書に施工条件を明確にする必要がある。</p> <p>局は、任意仮設に必要な条件の明示を適切に行われたい。</p>	<p>施設管理部は、設計・積算チェックリストに22項目からなる仮設の選定、積算に関する確認項目を新たに追加し、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-U】</p> <p>局は、令和元年11月20日に工事監査フォローアップ研修を実施した。</p> <p>部は、令和元年7月18日に施設課長・センター長会、30日に臨時土木系設計担当連絡会議及び同年11月12日に土木系設計担当者連絡会議を開催した。</p> <p>森ヶ崎水再生センターは、令和元年6月28日及び同年11月13日に所内課長代理会を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-E】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
50	下水道局	調査費等に係る現場管理費及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、「大田区東馬込一丁目、品川区西大井五丁目付近枝線工事」の契約により、下水道管の雨水排除能力の向上を目的とした枝線工事を行っており、工事対象区域内において、軟弱で沈下を引き起こす地層による影響を把握するため、地盤面の沈下量を調査している。</p> <p>ところで、局積算基準では、経費を含む調査費等は、事業損失防止施設費として共通仮設費に計上することとしている。</p> <p>このため、経費の二重計上とならないよう、現場管理費及び一般管理費等の計算の対象額には含めないとしている。</p> <p>しかしながら、本契約の現場管理費及び一般管理費等の積算について見ると、経費を含む調査費等を事業損失防止施設費に計上しているにもかかわらず、誤って現場管理費及び一般管理費等の計算の対象額としている。</p> <p>このため積算額約1,690万円が過大なものとなっている。</p> <p>局は、調査費等に係る現場管理費及び一般管理費等の積算を適正に行われたい。</p>	<p>局は、積算基準（土木共通編）を改定し、経費の二重計上とならないよう、事業損失防止施設費に関する記載内容の明確化を図った。【2-ア】</p> <p>南部下水道事務所建設課は、新たに作成した経費計算に関するチェックリストに基づき、設計書及び変更設計書の決裁時に、担当課長代理、統括課長代理及び建設課長が設計者に対し、ヒアリングを行うこととし、チェック機能及びチェック体制の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、令和元年11月20日に工事監査フォローアップ研修を実施した。</p> <p>建設部は、令和元年10月15日に建設部門課長会を開催した。</p> <p>課は、令和元年7月18日に職場研修を実施した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎		○	○
51	下水道局	人孔上部改良工（機械施工）の品質管理を適正に行うべきもの	<p>局は、「多摩川上流幹線SNo.32人孔ほか23か所人孔上部改良工事」の契約により、経年による劣化が著しい人孔上部について、機械施工で20か所、人力施工で4か所の改良を行っている。</p> <p>ところで、本契約の人孔上部改良工（機械施工）で採用した工法の技術基準では、人孔の高さを調整するモルタルを施工してから交通開放までの時間を1時間と定めている。</p> <p>しかしながら、人孔上部改良工（機械施工）の品質管理記録について見ると、交通開放までの時間である1時間が確保されていない人孔が、20か所のうち17か所あることが認められた。</p> <p>このため、交通開放直後に自動車の走行などにより人孔上部が変形するおそれがあり、品質を確保する観点から適切でない。</p> <p>局は、人孔上部改良工（機械施工）の品質管理を適正に行われたい。</p>	<p>流域下水道本部技術部施設管理課は、約1か月間、計4回、対象となる人孔周辺の舗装部を調査し、路面に変化がないことを確認した。</p> <p>また、令和元年7月29日に道路管理者へ経過報告を行い、道路構造的に問題がないことの了解を得た。</p> <p>【1-エ】</p> <p>課は、人孔上部補修（機械施工）品質管理記録表に、品質管理に当たっての注意点を追記した。【2-イ】</p> <p>課は、改定した人孔上部補修（機械施工）品質管理記録表に基づき、施工計画書審議会の際に、受注者の指導を行うこととし、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>局は、令和元年11月20日に工事監査フォローアップ研修を実施した。</p> <p>施設管理部は、令和元年7月10日に工事監査等に係る全体会議を開催した。</p> <p>課は、令和元年6月17日に課内研修を実施した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								○		◎	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
52	下水道局	あと施工せん断補強鉄筋工の施工・品質管理を適切に行うべきもの	<p>流域下水道本部技術部及び第二基幹施設再構築事務所は、「八潮ポンプ所耐震補強工事」ほか5件の契約により、各ポンプ所、水再生センターなどの耐震補強などを行っている。</p> <p>このうち、各契約のあと施工せん断補強鉄筋工の施工計画書に記載された施工・品質管理について見ると、次のとおり統一が図られていない点が認められた。</p> <p>① 管理項目（補強鉄筋長、削孔長、削孔径、削孔位置、注入材の圧縮強度等）</p> <p>② 管理基準値（①に対する長さ、大きさ、位置、強度等に関する許容値）の有無</p> <p>③ 管理項目を測定する頻度</p> <p>これは、近年、複数のあと施工せん断補強鉄筋工法が開発され、契約ごとに異なる工法を採用し施工したためである。</p> <p>このため、本部及び所は、補強鉄筋長等については受注者が提出した品質管理の書類等で確認しているものの、施工計画書における施工・品質管理に関する記載内容を統一するよう受注者を指導しておらず、各工事現場における施工・品質管理を行う上で適切でない。</p> <p>本部及び所は、あと施工せん断補強鉄筋工の施工・品質管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p> <p>計画調整部は、建設工事の設計基準等の制定業務を担っており、今後も継続的に実施する予定の耐震補強工事を円滑に進めるためにも、施工計画書に記載すべき工法ごとの統一的な施工・品質管理項目を設定し、周知された</p>	<p>建設部及び流域下水道本部は、施工・品質管理項目を関係工法協会と協議し、工法ごとの管理表を作成した。</p> <p>計画調整部は、上記の取組を受けて、土木工事施工管理基準に、あと施工せん断補強鉄筋工の施工・品質管理項目を追加した。【2-ア】</p> <p>引き続き同種工事を計画している第二基幹施設再構築事務所は、あと施工せん断補強鉄筋工の施工・品質管理に関する確認項目を追加した施工計画チェックリストに基づき、施工計画審議会において確認することとし、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、令和元年11月20日に工事監査フォローアップ研修を実施し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
				◎		○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
53	下水道局	埋設管管理者との調整を適切な時期に行うべきもの	<p>局は、「江東区木場一、六丁目付近再構築その2工事」の契約により、雨水排除能力の増強を図るため、道路に立坑を築造し、道路下に下水道管を布設する等の再構築を行っている。</p> <p>ところで、局工事施行規程では、工事の円滑な施行を図るため、設計完了時までには施設の移設、撤去及び埋設その他工事の施行について関係方面と調整することと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の立坑の変更設計図書について見ると、掘削範囲に埋設管があり、関係方面との調整が必要にもかかわらず、当初設計完了時までには埋設管管理者との調整を行っていないことが認められた。</p> <p>このため、契約後に埋設管管理者等との調整に約4か月、埋設管移設工事等に約4か月、合わせて約8か月間工事を中止している。</p> <p>仮に、埋設管管理者等との調整を設計時に実施していた場合、その調整に要した約4か月の工期縮減及びその経費等約1,450万円を削減することができる。</p> <p>局は、埋設管管理者との調整を適切な時期に行われたい。</p>	<p>東部第一下水道事務所建設課は、進行管理表を新たに作成した。</p> <p>【2-イ】 建設課は、新たに作成した進行管理表に基づき、進行管理会議において、協議状況を確認することとし、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】 局は、令和元年8月28日、同年9月6日に「設計協議」の項目を追加した「管路設計実習」、同年11月20日に工事監査フォローアップ研修を実施した。</p> <p>建設部は、令和元年10月15日に建設部門課長会、同年12月4日に設計調整連絡会を開催した。</p> <p>課は、令和元年8月6日に課内研修を開催した。</p> <p>また、令和元年10月29日付けの事務連絡により、埋設物管理者等との協議を徹底するように通知した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	○
54	教育庁	自家用電気工作物保安管理業務委託の積算を適正に行うべきもの	<p>教育庁は、「都立雪谷高等学校外16校(30)自家用電気工作物保安管理業務委託(その2)」の契約により、都立学校における自家用電気工作物の安全を確保するための点検を行っている。</p> <p>ところで、維持保全業務積算指針では、標準的な単価は、原則として、維持保全業務積算標準単価表(以下「標準単価表」という。)によることと定めている。また、標準単価表によることが困難な単価で、見積りによる単価を設定する場合は、原則として、3社以上の適切な施行業者を選定し、見積りの最低価格をもとに取引実態を考慮の上設定することと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の維持保全業務費の積算について見ると、次の誤りが認められた。</p> <p>① 標準単価表に記載があるにもかかわらず、標準単価を採用していない。</p> <p>② 2社の見積りの最高価格をもとに、維持保全業務費を設定している。</p> <p>このため、積算額約190万円が過大なものとなっている。</p> <p>庁は、自家用電気工作物保安管理業務委託の積算を適正に行われたい。</p>	<p>庁は、表計算ソフトで作成した、積算シートに変更を加え、標準単価表に記載がある項目は、標準単価が事前に入力され、見積単価が入力できないようにした。</p> <p>庁は、標準単価の有無及び見積りによる単価設定を確認するための積算チェックリストを作成し、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】 都立学校教育部は、令和元年12月20日に令和2年度準備契約「自家用電気保安管理業務委託」担当者打合せを行い、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
55	教育庁	開口部における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>庁は、「都立瑞穂農芸高等学校（29）校内通路改修工事（緊急施行）」の契約により、集中豪雨で崩壊した通路等の復旧を行うため、雨水排水施設などを整備している。</p> <p>ところで、労働安全衛生規則では、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないと定めている。</p> <p>しかしながら、雨水排水施設の立坑設置工の工事記録写真について見ると、高さが2m以上の開口部での作業において、囲い等を設けていない状況が認められた。</p> <p>庁は、開口部における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>都立学校教育部営繕課は、墜落防止対策チェック表を新たに作成するとともに、工事安全パトロールを新たに実施することとし、チェック機能及びチェック体制の強化を図った。</p> <p>【2-U】 課は、平成31年3月5日に営繕課全職員がメンバーである営繕技術連絡会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
56	警視庁	ALC版撤去の積算を適正に行うべきもの	<p>庁は、「警視庁池袋警察署（29）改修工事その6」の契約により、庁舎の内部や屋上防水等の改修を行っており、内部の改修に当たり、内壁であるALC版を撤去している。</p> <p>ところで、本契約で採用したALC版撤去の単価は、庁積算標準単価表により、撤去対象物の体積（m³）当たりで設定されている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計書について見ると、ALC版撤去の単価を、撤去するALC版の厚みを考慮せず、誤って面積（m²）当たりで、設定している。</p> <p>このため、積算額約370万円が過大なものとなっている。</p> <p>庁は、ALC版撤去の積算を適正に行われたい。</p>	<p>総務部施設課は、チェックリストに単価設定時の単位変換に関する確認項目等を追加し、チェック機能の強化を図った。</p> <p>また、新たに他係の積算担当者がチェックリストを用いて確認を行うこととし、チェック体制の強化を図った。</p> <p>【2-U】 課は、令和元年11月25日に建築係全体連絡会議を新たに立ちあげ、月に1回開催し、職員の技術力向上と情報共有の強化を図るようにした。</p> <p>【2-U】 課は、令和元年10月8日及び24日に再発防止連絡会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
57	水道局	水道施設点検要領(案)の改定について	<p>局は、「平成30年度三園浄水場コンクリート構造物定期点検委託」ほか3件の契約により、浄水場等内のコンクリート構造施設の補修や更新の必要性の判断及び補修・更新計画の立案を行うに当たり、点検を行っている。</p> <p>このうち、点検結果の取りまとめについて見ると、各契約において次のとおり統一されていない点が認められた。</p> <p>① 中性化深さは、最大値や平均値を採用している。</p> <p>② 鉄筋かぶりは、最小値や平均値を採用している。</p> <p>このため、補修等の必要性の判断等を適切にできないおそれがある。</p> <p>これは、水道施設点検要領(案)に点検結果の取りまとめ方法が定められていなかったためである。</p> <p>局は、水道施設点検要領(案)の改定について検討されたい。</p>	<p>浄水部は、点検結果の取りまとめ方法について、中性化深さは最大値、鉄筋かぶりは最小値を採用することと定め、水道施設点検要領(案)を改定した。【1-エ】</p> <p>部は、水道施設点検要領(案)を改定し、点検結果の取りまとめ方法を明確にした。【2-ア】</p> <p>部は、新たに定めた点検結果の取りまとめ方法により、今年度実施案件の点検結果を取りまとめるとともに、過去の点検結果も見直した。【2-イ】</p> <p>部は、令和元年11月29日付けの事務連絡により、系列事業所に対し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			○	◎	○		○	

〔平成30年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
					措置区分							
58	福祉保健局	債権が計上漏れとなっているもの	債権736万2,650円(入居保証金及び敷金)が計上漏れとなっている。	計上漏れとなっていた債権のうち、4万円については、令和元年6月10日付けで歳入し、債権が消滅した。残りの732万2,650円について、令和元年10月31日付けの債権増減異動通知書(平成31年度上半期)に記載し、会計管理者へ送付した。 【1-ウ】 令和元年10月4日、総務部計理課長より局内各部計理担当課長宛に計上が必要な債権及び指摘趣旨について改めて周知する通知を发出し、注意喚起を行った。 【2-エ】								
					1				2			
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					○
59	福祉保健局	物品管理を適切に行うための方策を講じるべきもの	局では、公の施設の指定管理者が管理する物品について、管理状況を年に1回報告させており、報告を受けた局の施設所管担当が、購入・廃棄等の物品の異動状況を物品管理システムに入力している。物品管理システムに入力された物品の状況は、財産に関する調書において報告される。 そこで、局が所管する施設のうち、指定管理者制度を導入した施設で使用させている重要物品について、財産に関する調書への登載状況を見たところ、104点が過大に登載され、34点が登載漏れとなっていることが認められた。 これは、施設における重要物品の管理について、施設を所管する各部において過大登載等を予防できる体制が整っていないことによるものである。 局は、物品管理を適切に行うための方策を講じられたい。	過大に登載されていた物品104点について、令和元年8月30日までに物品管理システムから削除した。また、登載漏れとなっていた物品34点について、同日までに物品管理システムに登録した。 【1-エ】 医療政策部では、物品管理システムからの物品削除後、指定管理者から報告される使用不適品報告書とシステムから出力する削除物品一覧帳票との突合について、令和元年8月30日に新たに確認様式を作成し、削除担当者・課長代理による複数チェックを行うこととした。 【2-ウ】 少子社会対策部では、今回の登載漏れは、指定管理者から取得報告を受けた物品を都が物品管理システムへ登載しなかったことが原因であるとして、令和元年8月20日付けで新たに物品管理に係るマニュアルを整備し、物品取得報告書を受領した際に物品管理システムへの登録依頼を行うこと等を規定した。 【2-ウ】 障害者施策推進部では、物品管理に係る事務マニュアルを作成し、備品の状況確認、購入・廃棄物品等の報告に係る事務処理や時期について整理を行った。また、令和2年1月31日及び同年2月3日に、各指定管理施設の担当者宛てに通知を发出し、本マニュアルに基づいて物品管理を行うよう指示した。今後は、本マニュアルを基に物品管理事務を適切に行い、担当者の引継時の資料としても使用していく。 【2-ウ】								
					1				2			
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
60	教育庁	物品が登載漏れとなっているもの	物品9点(ワゴンアンプ3点ほか6点)が登載漏れとなっている。	<p>登載漏れの物品9点については、令和元年5月23日に物品管理システムに登載を行った。【1-ウ】</p> <p>決算計数の確定に当たっては、総務部契約管財課で作成する「登録準備情報」を基に各所属において、物品の登録処理を行っている。その登録準備情報が確実に物品管理システム等に反映されているかのチェックや各所属担当者に対する決算整理期間の対応も含めた物品管理事務の更なる理解の徹底を図るため、令和2年2月26日付31教総契第523号により対象校に通知を行った。【2-ウ】</p>						
					1	2				
	ア	イ			ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎				○	

〔令和元年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
61	生活文化局 (東京都国際交流委員会)	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの	<p>東京都国際交流委員会経理規則（以下「経理規則」という。）では、当該委員会の事務局に検査員を置き必要な検査を行うものとし、検査の手続・方法等は東京都契約事務規則に準じるものとしている。</p> <p>ところで、確認した全ての委託契約について、履行完了後に受託者から提出される委託完了届の検査員及び監督員（以下「検査員等」という。）の氏名欄及び押印欄が空白となっており、履行完了後の確認がなされていなかった。</p> <p>本状況について事務局へ確認したところ、検査員等の指定は行っていないが、納品される物品や成果物等について、複数職員で内容の確認を行っているとのことであった。</p> <p>実務上は確認を行っているものの、検査員を置いていない状況は、経理規則にのっとっているとは言えない。</p> <p>委員会は、委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施されたい。</p>	事務局長が検査検収を行うよう事務を改善した。【2-U】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	
62	生活文化局 (学校法人日野しらゆり学園)	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	<p>局は、私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱に基づき、私立幼稚園等が、教育時間を超えて自園児を幼稚園等で過ごさせる預かり保育を自ら行うときに、当該園等を設置する学校法人等に対し、私立幼稚園預かり保育推進補助金（以下「預かり保育補助金」という。）を交付している。</p> <p>ところで、学校法人日野しらゆり学園の日野しらゆり幼稚園における平成30年度預かり保育補助金に係る実績報告書を見たところ、補助対象経費101万7,339円が算出額145万円を下回っていることから、補助対象経費101万7,000円（千円未満切捨て）を補助金交付額とすべきにもかかわらず、算出額を補助金交付額として交付しているため、43万3,000円が過大交付となっている状況が認められた。</p> <p>学校法人日野しらゆり学園は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人日野しらゆり学園に対し、補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付された補助金43万3,000円について、学校法人日野しらゆり学園に対して返還を求めた。</p> <p>同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、令和元年12月2日に返還された。</p> <p>【1-A】</p> <p>私学部発、令和2年3月23日付事務連絡により令和元年度の補助金実績報告書の提出依頼に添付する記入例や各園用のチェックリストに注書きを加え、注意喚起を行った。</p> <p>また、審査を更に慎重に行うよう、担当者間で情報共有した。</p> <p>【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
63	福祉保健局 (特定非営 利活動法人 色えんぴ つ)	補助金を返 還するとと もに、審査 を含め、補 助の効果を 適切に把握 し是正改善 を図ること ができる仕 組みを構築 すべきもの	<p>局は、団体に対し、受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助金交付要綱を定め、新たな販路開拓や生産性の向上を目的として設備を導入した場合の経費の一部を補助している。</p> <p>ところで、特定非営利活動法人色えんぴつが設置する施設みどりの歩みが、本補助金により購入した設備の利用状況等について見たところ、監査日（令和元年10月24日）現在、以下の適切でない状況が認められた。</p> <p>① 冷凍冷蔵庫2台のうち1台については、製菓室内に設置され利用されていたが、もう1台については製菓室外に置かれ、電源コード及び排水ホースも抜かれており有効に活用されていない。</p> <p>② 法人が平成29年度に局に提出した設備の購入理由書によれば、クッキーなどを効率的かつ大量に製造するためには作業台、冷蔵庫、オーブンが必要であるとしている。平成29年度時点ではクッキー製造数は月10袋だったが、平成30年度には月200袋、平成31年度は月300袋を目標としているものの、監査日時点でも製造数は平成29年度の数量とほぼ横ばいと回答であった。</p> <p>③ 菓子の自主生産品の開発を法人内の商品開発会議等で検討したとしているが、設備導入後から1年半以上経過しているにもかかわらずいまだ検討中であるとの回答であった。</p> <p>④ 法人外部への販売活動については、イベント等における出店時に行っているとしているが、その他は、法人内の他施設に対する提供に留まっており、上記①から③にあることから、日常的な販売活動の実態が見られない。</p> <p>以上の状況について、局も把握をしておらず、補助の効果を達成するための指導ができておらず適切でない。</p> <p>法人は、有効に活用していない冷凍冷蔵庫に係る過大に交付された補助金のうち、平成29年度分で23万2,000円を返還するとともに、その他の設備も有効活用した上で補助目的である受注促進に資する活動に速やかに取り組まれない。</p> <p>局は、本補助金の審査を含め、補助の効果を適切に把握し是正改善を図ることができる仕組みを構築されたい。</p>	<p>過大に交付した補助金23万2,000円について、令和2年2月19日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】 当該補助金の交付決定を受けた事業者に対して、新たに設備導入後の生産実績の変化等の状況を報告する様式を提出させることとし、交付決定後半年を目途に、各事業所の本補助金交付後の補助効果を把握することとした。工賃向上に資する取組に繋がっていない場合には、補助対象事業計画の3年間を目途に、適切に取組を行うよう事業所を継続的に指導していく。以上のことについて、本補助事業の担当者が使用する事務引継書に記載し、将来にわたって同様の不適切な交付が再発しないよう取り組むこととした。</p> <p>【2-ウ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
64	福祉保健局 (社会福祉 法人等101団 体)	補助金の加 算対象を要 綱等で明確 に示し、補 助金申請に 係る事務に ついて公平 性を担保す べきもの	<p>局は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱及び東京都保育サービス推進事業補助金各加算項目説明資料（以下「要綱等」という。）に基づき、社会福祉法人等（以下「団体」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>ところで、アレルギー児対応に係る補助金の交付状況について見たところ、アレルギー児でない乳糖不耐症の児童を加算対象としていることが認められた。局にその理由を確認したところ、乳糖不耐症はアレルギー疾患ではないが、牛乳を飲むことで消化不良、腹痛、下痢等の症状が出ることもあることから加算対象として認めているとの説明があった。</p> <p>しかしながら、局は、乳糖不耐症が加算対象となることを要綱等に記載しておらず、また団体に対する補助金申請の説明会でも周知していない。局は、個別に照会があった団体についてのみ加算対象であることを伝えており、照会をしていない団体は加算対象外と判断することになるため、公平性が担保されていないことは適正でない。</p> <p>局は、補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保されたい。</p>	<p>施設が保育サービス推進事業を実施する際に主として参照する「加算項目説明資料」を改訂し、Q&Aに乳糖不耐症が加算対象になる旨を明確に示して、公平性を担保するようにした。</p> <p>【2-U】 このことについて、令和2年1月28日に実施した団体向けの説明会で当該説明資料を配布して説明したほか、同月30日に説明会の欠席者を含めた全ての団体に対して説明資料をメールで配布して周知した。</p> <p>【2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
65	産業労働局 (全国地方 新聞社連合 会)	事業実施に 当たり、協 定締結先を 適切に選定 すべきもの	<p>局は、全国特産品の展示紹介事業を実施するに際して必要な事項を定めることを目的に、連合会を特定し協定を締結している。</p> <p>連合会との協定締結理由について、局は、「連合会は、全国47都道府県のブロック紙・地方紙が結集した組織であり、連合会のネットワークを活用して、今回の事業を、全国に対して広報することにより、東京都が地方と連携して事業を実施していることを各地方に対して広報することが可能である。」としている。</p> <p>ところで、本事業の広報実績について確認したところ、千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞及び東京新聞での新聞広告は確認できるものの、選定理由の根幹である連合会のネットワークを活用した、全国各地方への広報までは確認できない。</p> <p>これは、局が本事業で求めている全国に対して広報をすることについて、その具体的な内容を協定書で明確に定めていないことや、全国への広報がなされていないことについて、局が、連合会に対し、事業実施期間中に特段の確認・指導をすることがなかったことによるものである。</p> <p>局は、特定の者と協定等を締結するには、その目的を確実に履行できるよう協定書等に明記することはもとより、協定の締結先の選定に当たっては、明確かつ客観的な基準や理由の下、適切に選定する必要がある。</p> <p>局は、事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定されたい。</p>	<p>局は、本指摘事項について、令和2年2月3日付通知「経理事務等における事例と留意点」で類似事務を行う際の留意点について局内へ注意喚起を行った。</p> <p>観光部は、令和2年2月4日付通知「経理事務等における適正な事務処理について(依頼)」で、再発防止に向けて、類似の負担金支出事業を行うときは、①協定締結先は、明確・客観的な基準等の下、適切に選定すること、②特定(特命)理由の事業を確実に履行できるよう、協定書等に実施内容等を明記するとともに、履行内容を適切に確認することとし、適正な事務処理を実施するよう周知した。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
							◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
66	産業労働局 (全国地方 新聞社連合 会)	負担金の確 定に当た り、審査 を適切に行 うべきもの	<p>局は、全国特産品の展示紹介事業を実施するに際して必要な事項を定めることを目的に、連合会を特定し協定を締結している。</p> <p>協定書第7条によれば、連合会は、本事業に係る収入、支出を明らかにするために帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理することとなっている。</p> <p>そこで、このことについて確認したところ、連合会に帳簿は無く、局が連合会に支払ったそれぞれの協定で示す上限額の負担金額が局から入金されていることや連合会から全体統括とされるAに対し支払が行われていることが、連合会名義の通帳により確認できるのみであった。また、本事業の売上収入については、連合会に記帳されているものはなかった。さらに、収入及び支出に関する証拠書類に関しては、Aの見積明細、Aと同様全体統括とされるBからAに対する見積書、商品売上に関する報告数字のみとなっており、都の負担額が適正であるかの確認を行うことはできない状況であった。</p> <p>これらのことに加え、平成30年度に実施した当事業に係る連合会のAへの支払について確認したところ、監査日(令和元年10月10日)現在、連合会は、都への実績報告書提出時に添付されているAからの請求書により、Aに支払っておらず、901万余円が未払になっていることが認められた。</p> <p>以上のことからすれば、局は、協定書に基づき連合会から事業終了後に報告を受け、負担金の額を確定し、支払を行っているものの、その審査が適切に行われているとはいえない。</p> <p>局は、負担金の確定に当たり、審査を適切に行われたい。</p>	<p>局は、本指摘事項について、令和2年2月3日付通知「経理事務等における事例と留意点」で類似事務を行う際の留意点について局内へ注意喚起を行った。</p> <p>観光部は、令和2年2月4日付通知「経理事務等における適正な事務処理について(依頼)」で、再発防止に向けて、類似の負担金支出事業を行うときは、①協定先に対して、帳簿などの証拠書類を備えるよう、指導するとともに適切に確認すること ②負担金額の確定に当たり、証拠書類の審査を適切に行うこととし、適正な事務処理を実施するよう周知した。</p> <p>なお、連合会からAに対して未払となっていた901万余円については、令和元年10月30日付けで支払が完了している。</p> <p>【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
							◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
67	港湾局 (東京港埠頭株式会社)	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの	<p>会社は、フェリー埠頭ターミナルビル等の管理運営を行っている。管理運営には、会社が所有するフェリー埠頭ターミナルビルのほか、都が所有する歩道橋等の設備が含まれ、施設の管理運営については、都と締結している「フェリーふ頭施設の管理運営協定」(以下「協定」という。)に基づき実施することとされている。</p> <p>また、協定第3条では、都及び会社が維持補修等を行うときは、事前協議を行うことや所有区分に応じて経費を分担することとしている。</p> <p>ところで、自動火災報知設備の改修工事契約について見たところ、会社は、改修範囲に都が所有する歩道橋に設置されているものも含まれているにもかかわらず、事前の協議を行わないまま工事を実施し、監査日(令和元年10月1日)現在、本来であれば、都が負担すべき改修費用101万6,988円を請求していないことが見受けられた。</p> <p>会社は、自動火災報知設備の改修費用を都に請求されたい。</p>	<p>会社は、本改修費用について令和2年1月20日に東京都港湾局へ請求書を送付し、同月29日に入金を確認した。【1-ア】</p> <p>会社は、令和元年12月20日に全部署を対象として開催した社内会議において、東京都との協定を確認した上で事業を遂行するよう注意喚起を行い再発防止を徹底した。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
68	交通局 (東京交通 サービス株 式会社)	受委託契約 事務におけ る適正な業 務執行の確 保に係る内 部統制を強 化すべきも の	<p>会社は、東京都交通局グループの一員として、鉄道・軌道事業の保守部門を担っており、局から、鉄道・軌道施設、車両等の保守点検業務を受託している。</p> <p>この受委託契約事務について検証したところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>(ア) 履行完了の確認について</p> <p>契約事務規程において、締結した契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付が完了したときは、契約の相手方から履行完了届を提出させ、完了を確認するため、必要な検査を行い、検査合格の時をもって完了したものとするとしている。また、検査合格後、契約代金支払の請求書を提出させ、これに基づき速やかに当該代金支払の手続を行わなければならないとしている。さらに、検査に関する事務は経理部長が統括するとされている。</p> <p>平成30年度に局から受託している車両保守業務等の契約に関して、会社が委託している15契約について見たところ、8契約において、次のような事例が複数見受けられた。また、平成29年度についても同様の状況である。</p> <p>a 単価契約における指示の変更について、書面による変更手続が確認できない。</p> <p>b 月ごとの納品・検査・請求に基づき支払うとする契約において、受注者からの履行完了届を徴さず、検査を行わないまま、請求書を受け、契約代金支払の手続(債務計上し、計上月の翌月に支払)を毎月行っている。</p> <p>c 検査した日を記載する様式となっていない履行完了届があり、検査日が不明である。</p> <p>d 発注した一部の物品について、期日までに納品されていないにもかかわらず、発注全品の履行完了届及び請求書を受領し、契約代金支払の手続(債務計上し、計上月の翌月に支払)を行っている。</p> <p>e 局からの受託業務について、複数の委託契約により実施しているが、その一部の委託契約の検査を実施する前に、受託業務の履行完了届を局に提出し、局の検査を受けている。</p> <p>適正な契約事務の確保の観点から、今回検出された不適正事例を分析し、原因究明の上、有効な改善策を講じる(次頁へ続く)</p>	<p>(ア) 履行完了の確認について</p> <p>a、b、dについては、令和元年度の契約がないことから、他の契約において同様の事例が生じないよう、以下の措置を実施する。</p> <p>a 契約変更の指示については、単価契約における発注指示書の様式を新たに定め、書面による変更指示を徹底することとした(令和2年1月23日実施の臨時研修にて徹底)。</p> <p>b 履行完了検査については、会社が定める様式の履行完了届を受注者から徴すること及び当該履行完了届による検査実施を徹底する。また請求書については、履行完了検査合格後の受理を徹底することとした(令和2年1月23日実施の臨時研修にて徹底)。</p> <p>c 会社が定める様式の履行完了届を徴し、検査を実施しており、検査日を明確にしている。</p> <p>d 適正な検査の実施、納品期日の変更を指示する場合の手続について周知した(令和2年1月23日実施の臨時研修にて徹底)。</p> <p>e 局からの受託契約に係る履行完了届については、令和元年10月分以降、会社による委託契約の検査実施後に局へ提出し、検査を受けている。 また、受委託契約に関する業務の流れを事業主管課内で周知・徹底する。【1-エ】</p> <p>(イ) 契約代金支払の審査について</p> <p>a、b 事業所管部管理課における履行完了確認については、令和2年1月履行完了分より、事業主管課から履行完了届の提出を受け、記載内容を確認の上、支出伝票に添付して経理部経理課に提出するよう運用変更した。 また、経理部契約課の審査においては、履行完了届を書面で確認するよう運用変更した。</p> <p>c 支払遅延防止の管理については、令和2年1月9日付通知文書により、実際の受理日と異なる日付が記録された請求書について、收受印により受理日を記録することとし、事業所管部管理課においては、受理日の記録を確認した上で、経理(次頁へ続く)</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
68	交通局 (東京交通サービス株式会社)	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの	<p>(前頁から) など、契約主管課による指導、契約事務に関する統制機能の強化を図る必要がある。</p> <p>(イ) 契約代金支払の審査について 契約事務規程及び「受委託契約事務取扱の手引」の職務分掌に基づき、事業所管部では、事業主管課が発注、部長が検査員、管理課が支出伝票の作成を行うとしている。また、経理部経理課は、支出伝票の審査及び支払を行うとしている。</p> <p>この契約事務規程及び手引に基づく業務について見たところ、次のような状況が見受けられた。</p> <p>a 事業所管部管理課は、請求書の内容を確認の上、支出伝票に請求書を添付して経理部経理課に送付するとされているが、履行完了について書面で確認せず、支出伝票に添付していない。</p> <p>b 経理部経理課は、請求書の内容を確認の上、契約金額を支出する手続をすとされているが、履行完了について書面で確認していない。</p> <p>c 委託契約に関する支払については、各契約書において、支払条件を、検査完了後支払請求書を委託者が受理した日から30日以内としているが、請求書受理の記録がない中、支払予定日の30日以前の日付の請求書が支出伝票に添付されているものもあり、支払遅延防止の管理が適切になされていない。</p> <p>経理部経理課における支出伝票の審査に当たっては、検査完了や請求書受理日等の債務の確定に係る根拠書類の添付を求め、債務確定に基づく適切な支出金額の計上及び支払を確認するなど、委託契約の支払事務に関する内部統制を強化し、適正な業務執行を確保する必要がある。</p> <p>会社は、会社の業務の根幹をなす受委託契約事務に関して、適正な業務執行を確保すべく内部統制を強化されたい。</p>	<p>(前頁から) 部契約課に提出するルールを明確化した。【1-エ】</p> <p>指摘内容について社内周知するとともに、財政援助団体等監査後に実施した会社の業務内部監査（令和元年11月実施）において、履行完了確認及び支払遅延防止管理を重点監査事項として追加し、総点検を実施した。</p> <p>財政援助団体等監査及び業務内部監査の結果を踏まえ、事業所管部管理課、業務主管課担当者等、契約事務に携わる職員を対象に臨時研修を実施した（令和2年1月23日）。</p> <p>また、契約代金支払の審査方法の変更について、文書にて社内周知し、改善の徹底を図った。 【2-ウ、2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
69	交通局 (東京交通 サービス株 式会社)	広告事業に 関する委託 契約を適切 に行うべき もの	<p>局は、広告媒体及び販売広告掲出の一部の作業を、会社に委託している。この契約について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>(ア) 都電荒川線車内表示器の広告データ注入作業委託</p> <p>仕様書において、作業内容は車内表示器へ広告データを注入し、データが正常に反映されたかを確認することとしている。</p> <p>a 単価の設定について</p> <p>本契約の単価は、1回当たりの単価としているが、①定期修繕作業等により作業対象車両数に変動が見込まれること、②1車両当たり作業時間を基に単価の積算を行っていることから、1車両1回当たりの単価とすべきである。</p> <p>b 指示(発注)について</p> <p>対象車号について、指示が確認できない。また、発注の際、期限等の必要事項を記載した適切な指示書による手続を行っていない。</p> <p>c 履行確認について</p> <p>仕様書において、原則として完了報告書を基に検査を行い、完了報告書には広告データの各表示内容の画像を添付することとしている。完了報告書について見たところ、期限や対象車両を示す指示書がなく、また、一部の車両の作業後の画像しか添付されていないため、適正な履行であるか確認できない。</p> <p>(イ) 電飾看板等保守業務委託</p> <p>本契約の委託内容のうち、臨時補修業務は、仕様書において、局又は媒体管理受託者からの依頼により補修を行うとし、媒体管理受託者からの依頼の場合は、局に確認後に補修を行うとしている。また、駅等を巡回中に電飾看板の不具合を発見した場合は、局に連絡の上、補修を行うとしている。</p> <p>この依頼及び確認について本契約の受託者である会社において見たところ、1件を除き口頭で行ったとし、確認できるものがない。また、具体的な期限も示されていない。</p> <p>このため、会社は適切な指示及び履行確認ができず、局においても適正な履行であるか検査できない。</p>	<p>(ア) 事業内容を精査した結果、広告主から広告データを提出され、一元的に管理している取扱広告代理店が会社と直接やりとりをする形が、運用上より効率的であり、誤放映等のリスクも軽減されると考えられた。そのため、本契約については、令和2年度以降、局と会社は契約せず、局広告事業関連の委託を請け負った広告代理店と会社が直接契約する形としたため、当指摘で発生した問題点は今後生じない。</p> <p>なお、令和2年度以降においても、広告媒体者として引き続き会社及び広告代理店に関与していく。【1-エ】</p> <p>a 令和2年度以降、局と会社は契約せず、契約関係は会社と広告代理店とで行うこととする。</p> <p>b 令和元年度においては、対象車号及び期限等の必要事項を記載した指示書による手続を行っていく。</p> <p>c 令和元年度においては、指示書のとおり作業されたか、局職員が令和2年2月3日に現地確認を行った。</p> <p>(イ) 期限等の必要事項を記載した指示書による手続を行った。【1-エ】</p> <p>(ア) 資産運用部は、令和2年2月20日付事務連絡「都電荒川線車内表示器の広告データ注入作業委託契約について」を发出し、令和元年度においては、指示書による手続を着実にやっていくこととし、令和2年度以降においても、局職員による現地確認を適宜行っていくこととした。【2-イ、2-ウ】</p> <p>(イ) 部は、令和2年2月20日付事務連絡「電飾看板等保守業務委託契約について」を发出し、今後は指示書による手続を着実にやっていくこととした。【2-イ、2-ウ】</p>			
			1	2	局は、広告事業に関する委託契約を適切に行われたい。		
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎		○	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
70	交通局 (東京交通サービス株式会社)	委託契約の適正な履行を確保すべきもの	<p>局は、会社に対して、平成29年度は合計63億余円(40件)、平成30年度は合計67億余円(48件)の委託契約を締結している。</p> <p>これらの委託契約は会社の売上高の96%を占めるものであり、会社は、局から受託した業務の60%については、再委託により実施している。</p> <p>本監査において、これらの委託業務及び会社における再委託について見たところ、①再委託契約の履行完了確認前に、局に委託完了報告している②局の指示及び確認が適切でないなどの事例が認められた。</p> <p>本監査で指摘した事項は、これまでの局の監督・検査では把握できなかったものであるから、今後は、委託業務における品質向上に資するような指導・統制の強化や監督・検査の厳格化、あるいは契約方法・仕様の見直しなど、委託契約について、適正な履行が確実に担保できる方策を講じる必要がある。</p> <p>局は、委託契約の適正な履行を確保されたい。</p>	<p>① 車両電気部は、施工管理を行っている志村車両検修場長に対して、令和2年1月30日付事務連絡「東京交通サービス株式会社との委託契約の適正な履行確認について」にて契約事務の適正な検査の確保を指示した。</p> <p>② 資産運用部は、作業期限を明示する等、内容を見直した上で、書面による指示を徹底することにより、適正な履行確認を担保していくこととした。【1-エ】</p> <p>① 車両電気部は、令和2年2月13日に実施した車両課長会において、委託契約の適正な履行確認を徹底するよう周知した。</p> <p>② 資産運用部は、令和2年2月25日に部内会議を実施して同日付けの事務連絡「委託契約の適正な履行について」を发出し、委託契約の適正な履行について注意点を各課に通知し、周知徹底を図った。【2-イ、2-ウ、2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○
71	交通局 (東京交通サービス株式会社)	局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの	<p>会社が局から受託する契約の中には、各種保守点検業務を遂行するに当たって必要な常駐場所や仮泊場所などの確保を目的として、局施設を借用しているものがある。</p> <p>ところで、会社は、局から借用する施設においてパーテーションの撤去等の改修工事を行っているが、本件局施設の改修等の申請及び承諾について文書による記録がされていないことが認められた。</p> <p>局施設の借用に当たって、会社が当該借用施設に改修等を施す場合は、局に改修等の実施について文書により申請を行い、局の承諾を受ける必要がある。</p> <p>局及び会社は、局借用施設の改修等に係る事務を適切に行われたい。</p>	<p>会社は、局施設の借用に当たって、会社が当該借用施設に改修等を施す場合は、必ず局に実施について文書により申請を行い、局の承諾を受けることとし、令和2年2月10日に通知文「局借用施設の改修等に係る事務について」を发出して、事前に協議する旨を社内で周知・徹底させ、再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>局は、今後、同様の事例が発生しないよう、局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うこととし、令和元年11月20日の定例の関係区長会(会社も出席)にて監査結果を情報共有した上で、局内・会社に改めて注意喚起した。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
72	総務局 (公益財団 法人東京都 島しょ振興 公社)	リース契約 車について	<p>公益財団法人東京都島しょ振興公社は、イベントにおける物品運搬、アンテナショップや竹芝倉庫への消耗品の納品などのため継続的に車両使用が見込まれるとして、再リース契約を締結している。また、公社は、リース契約車の駐車を借り受けている。</p> <p>ところで、運転者命令簿によりリース契約車の利用状況について見たところ、平成27年度及び平成28年度は多く利用しているが、平成29年度以降は利用が減少している。レンタカーを使用した場合の試算をしたところ、経費が削減できると判断できる状況が認められた。</p> <p>公社は、リース契約車をレンタカーにするなどの検討を行うことにより経費の削減を図ることが望まれる。</p>	<p>イベント出展時等の物品運搬業務を効率的・効果的に行うことを前提として、経費削減を図るため、令和元年度を含む直近5年間の使用実績に基づき、①レンタカー使用と②リース契約による新規車両使用の比較検討を行った。</p> <p>検討の結果、物品運搬業務の実態及び車両の使用実績を勘案し、リースの車両を変更することにより、以前のリース契約と比較して38万1,600円の経費削減となり、レンタカー使用と比較しても有利となったことから、リース契約による新規車両を導入することとし、令和2年2月10日にリース契約を締結した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>リースを最大限に活用するために車両運転手を継続的に確保していくこととし、職員派遣依頼を行う際に、普通自動車運転免許の保有を職員選定の条件とするとともに、面接等において、車両運転が可能かどうかの確認を行い、公社内の配置上考慮することで、車両利用率の向上を図り、効率的・効果的に物品運搬業務を行っていく。</p> <p>【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎			○	

令和 2 年 度
登 録 第 2 号

令和 2 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 1 回）

令和 2 年 5 月 発 行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03（5321）1111（代表）
都庁内線 55-531
03（5320）7017（直通）
URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>
印 刷 株式会社 騰栄社
電 話 03（3294）6385（代表）

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。